

令和4年度
業務概要



福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所

令和4年6月

はじめに

本県の保健医療福祉環境行政の推進につきまして、日頃から格別のご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本県では、「県民幸福度日本一の福岡県」を目指し、「高齢者や障がいのある人が安心してはつらつと生活できること」、「誰もが元気で健康に暮らせること」を重要な柱に掲げ、生涯を通して健康で過ごせる社会づくりを進めるため、いろいろな施策の充実に努めております。

当所では、健康増進、感染症、食品衛生などの公衆衛生行政の中核機関として、生活保護・DV 相談など福祉行政に係る地域住民のセーフティネットとして、環境保全・廃棄物の適正処理など持続可能な社会を実現するための環境行政機関として、様々な機関と連携して、多岐にわたる課題に広域的、専門的に取り組んでいます。

また、近年では、記録的、局地的な豪雨などの自然災害に備えた災害時健康危機管理の取組の強化に努めるとともに、令和2年から我が国を含め全世界で新型コロナウイルス感染症が広がっている中、当所でも人々の命と健康を守るため、県民からの相談対応、積極的疫学調査、療養支援及びクラスター対策など、感染拡大を防止するため事務所全体で取り組んでいます。

このような状況のなか、管内の医療機関従事者を始め、関係者の皆さまには、医療提供体制の確保、感染拡大防止等にご尽力いただいておりますことに改めて感謝申し上げます。

この冊子は、令和3年度に当所が取り組みました業務の概要について作成しております。関係各方面の皆様方の業務の参考となり、広く地域住民の皆様方の保健福祉環境行政へのご理解を深めていただく一助となれば幸いです。

令和4年6月

福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所長 竹松 忠次

目 次

はじめに

I	宗像・遠賀保健福祉環境事務所の概要	
1	管内の概況	1
2	沿革・管内図	1
3	組織の概要	3
4	附属機関	5
5	定期業務・一般健康相談等	6
II	総務企画	
1	総務業務	7
2	医務業務	7
3	薬務業務	9
4	厚生統計業務	10
5	市町村等地域保健活動支援業務	11
6	保健・医療・福祉関係従事者養成にかかる実習生等の受入れ業務	11
7	健康危機管理	11
8	総合相談窓口業務	12
9	医療従事者人権研修業務	12
10	民生委員・児童委員業務	13
11	戦傷病者、戦没者遺族等援護法等の施行業務	13
12	日本赤十字社業務	13
III	健康増進	
1	難病対策事業	14
2	肝炎治療特別促進事業	17
3	栄養改善事業	18
4	健康増進業務	21
5	原爆被爆者援護業務	24
6	母子保健業務	25
7	在宅医療推進事業	26
8	精神保健福祉業務	28
IV	保健衛生	
1	食品衛生業務	33
2	動物関係業務	36
3	生活衛生業務	37
4	水道業務	38
5	結核対策事業	39
6	感染症対策事業	41
V	社会福祉	
1	児童福祉業務	44
2	母子・父子・寡婦福祉及び婦人相談業務	45
3	介護保険業務	45
4	高齢者福祉業務	46
5	障がい福祉業務	47

VI	生活保護		
1	生活保護業務	49
	【参考】～生活保護制度の概要～	52
VII	環境保全		
1	低炭素社会・循環型社会・自然共生社会の構築業務	54
2	鳥獣保護業務	54
3	自然公園、温泉業務	55
4	浄化槽業務	56
5	環境保全対策業務	58
6	廃棄物対策業務	60
VIII	衛生の指標		
1	人口の概況	61
2	人口の推移	61
3	高齢化	62
4	人口動態総覧	63
5	出生	64
6	死亡	65
7	婚姻と離婚	66
8	主要死因	67

I 宗像・遠賀保健福祉環境事務所の概要

1 管内の概況

当事務所は、平成21年10月1日に宗像保健福祉環境事務所、遠賀保健福祉環境事務所及び粕屋保健福祉環境事務所の環境部門が統合し、旧宗像保健福祉環境事務所を本庁舎、旧遠賀保健福祉環境事務所を分庁舎とする「福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所」として新たなスタートを切った。

管内は、中間市、宗像市、福津市及び遠賀郡（芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町）の3市4町から構成される。なお環境部門については、これに古賀市及び糟屋郡（宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町）1市7町を加えて、4市11町を管内としている。

宗像及び遠賀中間地区は、福岡県の北部で、北九州市と福岡市の両政令指定都市の近隣に位置し、東は北九州市八幡西区、南は鞍手町、宮若市、西は古賀市と接し、北は玄界灘、響灘に面している。特に福津市、宗像市及び岡垣町の海岸一帯は玄海国定公園に指定され、風光明媚な自然景観を形成している。遠賀郡及び中間市には一級河川の遠賀川が流れている。

気候は、冬季は北西の季節風が吹きつける日本海型気候の特徴が見られるが、年間を通してみると温暖である。

交通は、管内を東西に横断するJR鹿児島本線や国道3号線、及びJR筑豊本線、筑豊電気鉄道や国道495号により二大都市への交通アクセスが充実している。

	面積 (km ²)	人口 (人)	人口の年齢別構成 (%)		
			0~14歳	15歳~64歳	65歳以上
福岡県	4,987.63	5,123,371	13.2	58.4	28.4
宗像・遠賀	282.04	295,413	13.8	54.2	32.0

※上記数字は、環境部門の1市7町を除く。

※面積は、「国土地理院調査」令和4年全国都道府県市区村別面積調(1月1日時点)。

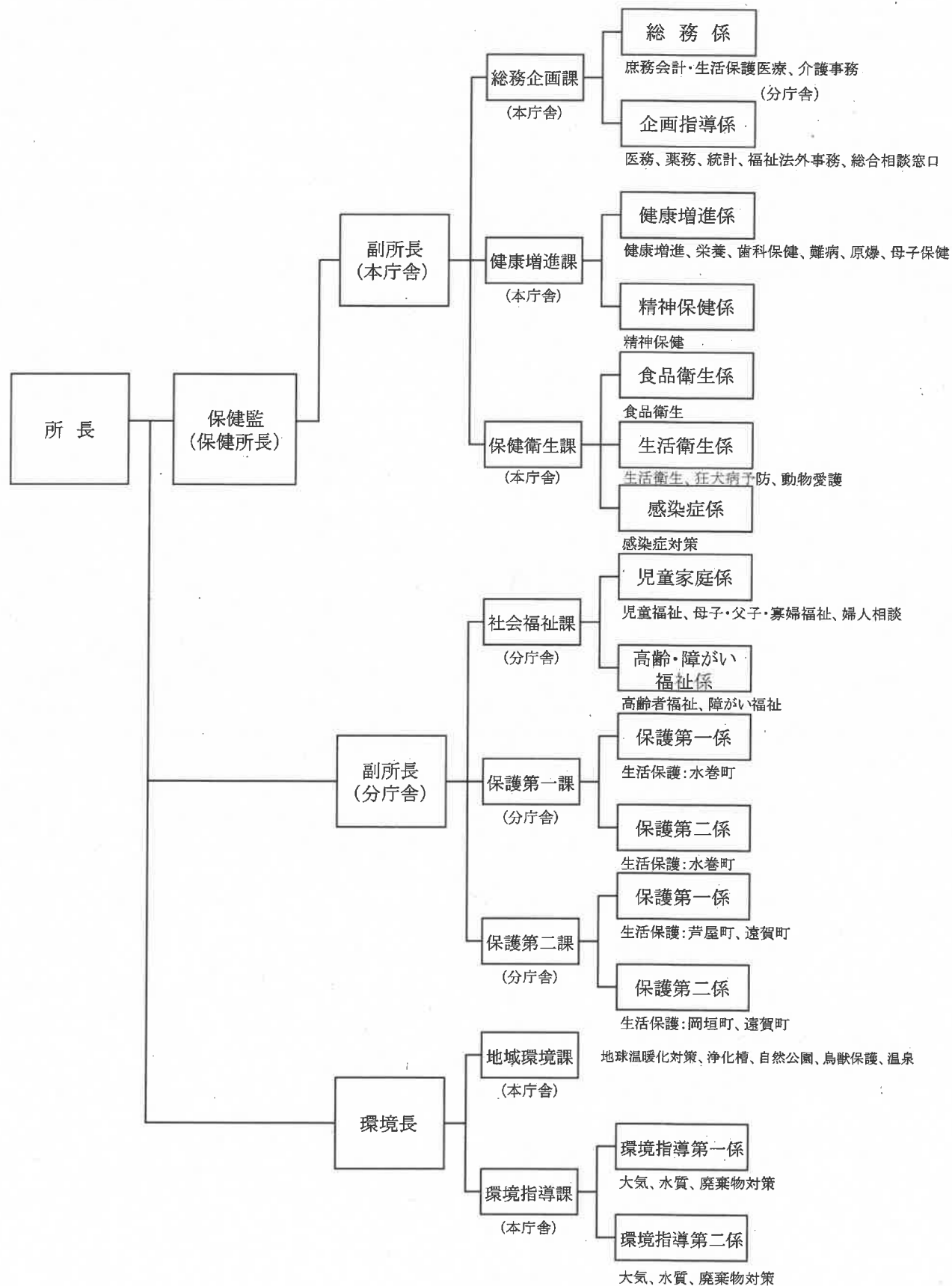
※人口は、「福岡県人口移動調査」結果による(令和3年10月1日現在)。

2 沿革

【本庁舎】	【分庁舎】
昭和19年 東郷保健所開設	昭和19年 折尾保健所開設
昭和25年 ・東郷保健所を宗像保健所に改称 ・宗像保健所庁舎新築移転 (宗像市大字東郷字沼の元)	昭和25年 現生活保護法公布施行
昭和30年 地方事務所廃止に伴い、北筑前福祉事務所となる (福岡市大字箱崎上川面)	昭和26年 ・生活保護業務の町村から県への移管に伴い遠賀地方事務所に民生課設置 ・折尾保健所を遠賀保健所に改称 遠賀保健所 新築移転(八幡市折尾町)
昭和44年 北筑前福祉事務所、庁舎新築移転(福岡市貝塚)	昭和30年 地方事務所廃止に伴い、遠賀福祉事務所となる(八幡市)
昭和63年 ・粕屋総合庁舎が完成(福岡市東区箱崎) 北筑前福祉事務所、同庁舎へ移転 ・宗像総合庁舎完成(宗像市大字東郷) 宗像保健所、宗像総合庁舎に移転	昭和37年 遠賀保健所庁舎焼失
平成14年 宗像保健所と北筑前福祉事務所の一部(生活保護業務：福岡町、津屋崎町)が統合、宗像保健福祉環境事務所となる	昭和39年 遠賀保健所、庁舎新築移転(遠賀郡水巻町頃末)
平成21年10月1日 宗像保健福祉環境事務所と遠賀保健福祉環境事務所が統合し、宗像・遠賀保健福祉環境事務所となる。同時に環境部門では、古賀市・糟屋郡を含む管轄となる。	昭和56年 八幡総合庁舎完成、遠賀福祉事務所、同庁舎へ移転 (北九州市八幡西区則松)
本庁舎：総務、保健、医療、環境	昭和57年 遠賀保健所、庁舎新築移転(遠賀郡水巻町吉田西)
分庁舎：社会福祉、生活保護	平成14年 遠賀保健所と遠賀福祉事務所が統合、遠賀保健福祉環境事務所となる

3 組織の概要

(1) 組織構成及び分掌事務



(2) 職員数

(令和4年5月1日現在)

区分	職員数	所長	保健監	副所長	環境長	総務企画課	健康増進課	保健衛生課	社会福祉課	保護第一課	保護第二課	地域環境課	環境指導課
一般事務	69	1		2		11	4	3	11	17	17	2	1
医師	2		1			1							
獣医師	8				1			4					3
化学	5											2	3
薬剤師	10					2		5					3
診療放射線技師	2					1		1					
臨床検査技師	1						1						
管理栄養士	2						2						
保健師	18					1	12	5					
助産師	0												
庁務	2					2							
運転士	1					1							
動物愛護管理技術員	2							2					
計	122	1	1	2	1	19	19	20	11	17	17	4	10

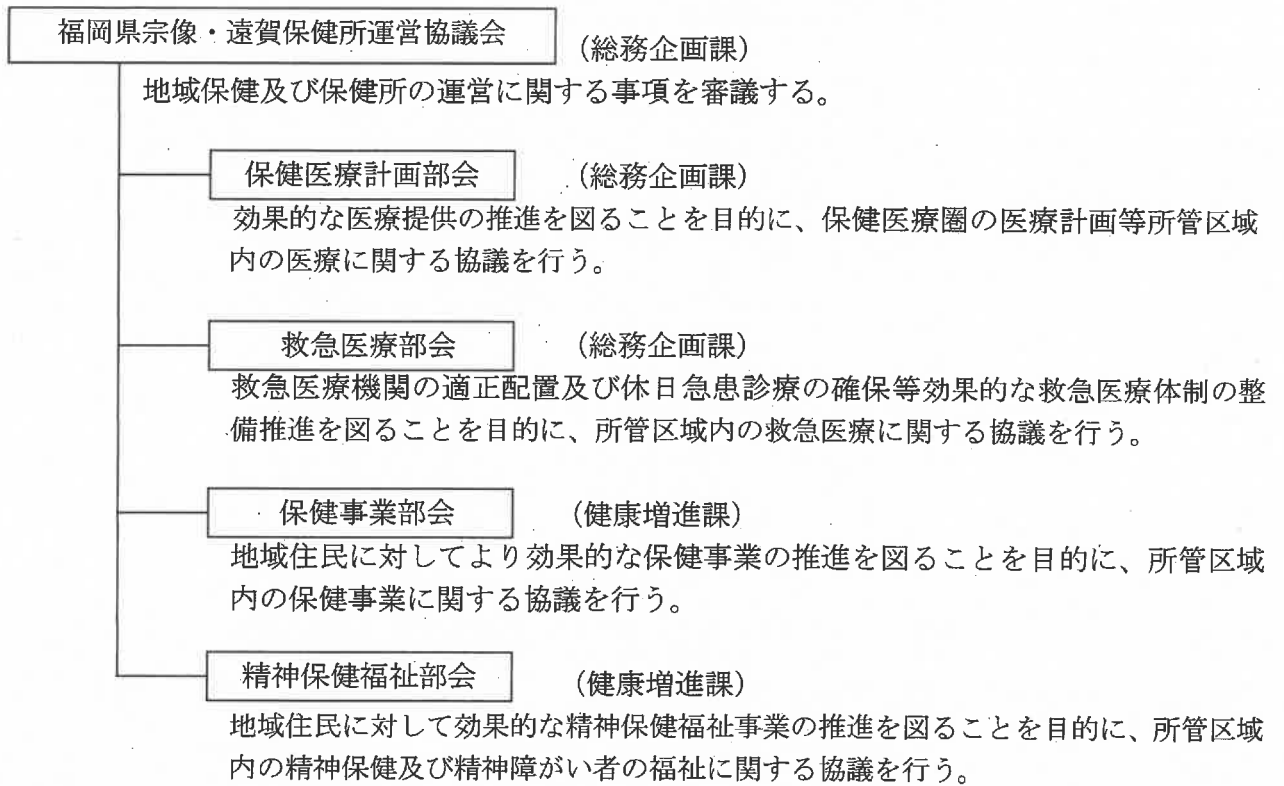
* 職員数は、定数ではなく配置職員数である。

(現に勤務していない育児休業中の職員等を含み、会計年度任用職員、臨時職員及び非常勤嘱託職員を除く。)

4 附属機関

地域保健法第11条の規定に基づき、福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所に、附属機関として福岡県宗像・遠賀保健所運営協議会を置いている。

福岡県宗像・遠賀保健所運営協議会及び部会組織図



令和3年度保健所運営協議会及び各部会開催状況

名称	開催日・場所	議題
宗像・遠賀保健所運営協議会	書面開催	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年度事業計画 ○ 令和3年度保健所運営協議会部会報告 ○ 当所の新型コロナウイルス感染症対応
救急医療部会	書面開催	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県及び当所管内の救急医療体制の概要 ○ 救急の日に係る啓発及び救急蘇生法 ○ 宗像地区急患センター利用状況等 ○ 遠賀中間休日急病センター診療状況等 ○ 「宗像地区」、「遠賀中間地区」の歯科救急医療 ○ 「中間市」、「宗像地区」、「遠賀郡」の消防本部救急統計
保健事業部会	書面開催	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年度事業報告 ○ 令和3年度主要事業
精神保健福祉部会	書面開催	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年度事業報告 ○ 令和3年度事業計画 (案)
保健医療計画部会	令和3年度開催なし	—

5 定期業務・一般健康相談等

(令和4年4月1日現在)

項目	本庁舎		分庁舎		問合せ先	
	日時	備考	日時	備考		
栄養相談	月～金曜日 8:30～17:00	予約制	予約時に日程調整	予約制	健康増進課 健康増進係 0940-36-2366	
女性の健康相談（不妊・更年期等）	第3金曜日 13:00～16:00	予約制				
相談専用電話（随時） 0940-37-4070	月～金曜日 9:00～17:00					
難病相談（指定難病等の申請手続きや、難病患者・家族の療養相談）	月～金曜日 8:30～17:00	随時	月～金曜日 10:00～16:00	予約制		
相談専用電話（随時） 0940-36-7000	月～金曜日 9:00～12:00/13:00～16:00					
乳幼児発達診査	年3回 9:00～12:00	予約制	奇数月 第4金曜日 13:00～16:00	予約制		
B型・C型肝炎	医療費の助成に関すること 月～金曜日 8:30～17:00	随時	月～金曜日 10:00～16:00	予約制		
	検査に関すること 火曜日 9:00～11:00	予約制	月曜日 14:00～15:00	予約制		
精神保健相談	第1～3水曜日 第4木曜日 13:30～16:00	予約制	予約時に日程調整	予約制		保健衛生課 感染症係 0940-36-6098
飼犬・飼猫の引き取り（有料） ※所有者の都合による引き取りは 行っていません	月・木曜日 8:30～17:00	要事前 相談	月曜日 14:00～15:30	要事前 相談		保健衛生課 生活衛生係 0940-47-0344
特定感染症相談・検査 （エイズ・梅毒・性器クラミジア 感染症・淋菌感染症）	火曜日 9:00～11:00	予約制	月曜日 14:00～15:30	予約制	保健衛生課 感染症係 0940-36-6098	
生活保護の相談 （遠賀分庁舎のみ）			月～金曜日 8:30～17:00	随時	保護課 093-201-4186 093-201-4187	
母子・父子寡婦福祉、婦人相談、 児童福祉	月～金曜日 8:30～17:15	予約制	月～金曜日 8:30～17:15	随時	社会福祉課 児童家庭係 093-201-4162	
ふくおか・まごころ駐車場	月～金曜日 8:30～17:15	随時	月～金曜日 8:30～17:15	随時	社会福祉課 総務企画課 0940-36-2045	

*年末年始及び土・日・祝祭日は閉庁

各課電話及びその他問合せ電話番号一覧

【本庁舎】		【分庁舎】	
総務企画課	0940-36-2045	社会福祉課	093-201-4162
健康増進課 健康増進係	0940-36-2366	医療扶助・相談デスク	093-201-4161
難病ホットライン	0940-36-7000		
女性健康相談	0940-37-4070		
健康増進課 精神保健係	0940-36-2473	保護第一課 (水巻町)	093-201-4186
保健衛生課 食品衛生係	0940-36-3318	保護第二課 (芦屋町・岡垣町・遠賀町)	093-201-4187
保健衛生課 生活衛生係	0940-47-0344		
保健衛生課 感染症係	0940-36-6098		
地域環境課	0940-36-2475		
環境指導課	0940-36-6322		

Ⅱ 総務企画

1 総務業務

(1) 庶務及び財務会計事務

人事、服務、文書管理等所の運営に必要な事務及び財務会計に関する事務を行っている。

(2) 生活保護法における医療扶助、介護扶助及び経理事務

生活保護法に基づく医療券及び介護券等の発行事務、その他保護金品の給付並びに保護施設に関する事務を行っている。

2 医務業務

医療法等の規定に基づき、地域における適正な医療提供体制を確保し、医療の質の向上を図ることを目的に、医療機関から提出される種々の許可申請、届出等の事務処理を行うとともに、立入検査等において医療機関の人員、構造設備等の状況を把握し必要な指導を行っている。

(1) 医療機関及び病床数

令和4年3月31日現在、病院は25施設で、うち4施設が精神科を設置している。一般診療所は228施設で、うち有床診療所は27施設である。また、歯科診療所は149施設となっている。

令和3年度の開設は、一般診療所が13施設（新型コロナワクチン接種のための診療所7施設を含む）、歯科診療所が6施設、休止は、一般診療所が2施設、歯科診療所が1施設、廃止は一般診療所が11施設、歯科診療所が3施設であった。

(令和4年3月31日現在)

市町名	医療機関数（施設）					病床数（床）			
	病院	一般診療所	歯科診療所	助産所	計	一般病床	療養病床	精神科病床	計
中間市	1	34	25	0	60	178	49	0	227
宗像市	9	72	48	5	134	520	388	468	1,376
福津市	5	50	35	2	92	454	160	500	1,114
芦屋町	1	10	5	1	17	117	32	0	149
水巻町	3	23	17	2	45	353	140	0	493
岡垣町	2	26	11	1	40	118	0	360	478
遠賀町	4	13	8	0	25	238	105	0	343
合計	25	228	149	11	413	1,978	874	1,328	4,180

(2) 医療機関立入検査

医療法第25条の規定に基づき、病院、診療所及び助産所の立入検査を実施している。

病院については、毎年度、全ての施設（25施設）に対し立入検査を実施している。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、全施設について書面による検査とした。

診療所については、有床診療所は3年に1回、無床診療所及び歯科診療所は5年に1回で立入検査を実施している。令和3年度は94施設を対象とし、16施設は実地検査、78施設は書面による検査とした。

助産所については、出張のみの業務を行う助産所を除く施設を対象に3年に1回の頻度で立入検査を実施している。令和3年度は実施していない。

(3) 医療従事者の免許事務

医師・看護師等医療従事者の免許申請事務を行っている。

令和3年度の申請内容及び件数については、次のとおりである。

(令和4年3月31日現在)

職種	新規	書換	再交付	抹消	計
医師	8	5	1	1	15
歯科医師				1	4
薬剤師	14	6	3		23
作業療法士	6	4	1		11
理学療法士	24	8	2		34
診療放射線技師	6	2	1		9
臨床検査技師	5	2	1		8
視能訓練士		1			1
看護師	138	87	10		235
保健師	8	15	1		24
助産師	6	2			8
管理栄養士	22	10			32
栄養士	9	14	6		29
准看護師	49	14	4	1	68
合計	298	170	30	3	501

(4) 救急医療

ア 救急医療体制

事故や急病による傷病者に対する救急医療を確保するため、9か所の病院を二次救急医療機関として知事が認定し、その認定は3年ごとの更新制とされている。

	宗像地域	遠賀中間（北九州）地域	
二次 救急医療	宗像医師会病院（宗像市）	新中間病院（中間市）	芦屋中央病院（芦屋町）
	蜂須賀病院（宗像市）	福岡新水巻病院 （水巻町）	水北第一病院（水巻町）
	水光会総合病院（福津市）	医療法人健愛会 健愛記念病院（遠賀町）	遠賀中間医師会 おんが病院（遠賀町）

【参考】初期救急医療；宗像地区急患センター、遠賀中間休日急病センター

イ 救急の日及び救急医療週間

救急医療及び救急業務に対する正しい認識を深めるとともに救急医療関係者の意識の高揚を図るため、国が定めた「救急の日（9月9日）」及び「救急医療週間（9月5日から9月11日まで）」に合わせ、例年関係団体と協力して街頭キャンペーンを実施している。

なお、令和3年度も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため街頭での啓発は中止とし、実施方法を変更し規模を縮小して行った。

実施日	場 所	内 容	配架物
令和3年 9月5日～ 9月11日	各市及び各町 保健福祉環境事務所 （本・分庁舎）	・救急車の適正利用等の 啓発資料及び物品を配架 ・宗像総合庁舎で懸垂幕 の掲揚	・「救急の日」ポス ター及びチラシ ・応急手当ガイド ・心肺蘇生法カード

ウ 自動体外式除細動器（AED）講習会

平成16年7月1日から、医療従事者以外の者についても必要な講習を受けていること等を条件に、自動体外式除細動器（AED）の使用が認められた。そのため、広くAED使用の普及を図るため、基本的心肺蘇生処置を含めた講習会を行っている。

なお、令和3年度も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止とした。

(5) 医療安全対策研修会

医療機関等の職員を対象に、医療安全対策の推進を図ることを目的に研修会を行った。

実施日	場 所	内 容	参加者数
令和3年 11月2日 (火)	・遠賀町中央公民館 ・WEB配信	講演「医療安全体制構築の基礎 ー求められる体制とはー」 講師 SOMPOリスクマネジメント 株式会社 医療・介護コンサルティング部 泉 泰子 氏	病院 16名 一般 58名 歯科 92名 薬局 83名 助産所 6名 計 255名

3 薬務業務

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、毒物及び劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法等に基づき、種々の許可申請、届出等の事務処理を行うとともに、立入検査等において構造設備等の状況を把握し必要な指導を行っている。

また、薬物乱用撲滅のため種々の薬物乱用防止対策を行っている。

(1) 薬局等の施設数及び麻薬等取扱者数

ア 薬局等の施設数

(令和4年3月31日現在)

		中間市	宗像市	福津市	芦屋町	水巻町	岡垣町	遠賀町	合計
薬 局		22	38	27	4	13	11	13	128
薬局製剤製造販売業・薬局製剤製造業		1	2	0	0	0	0	1	4
医薬品 販売業	店舗販売業	7	16	13	1	6	9	4	56
	配置販売業	0	0	0	0	0	1	0	1
	卸売販売業	0	3	2	0	0	0	1	6
	特例販売業	0	2	0	0	0	0	0	2
高度管理医療機器等販売・貸与業		10	35	33	3	9	8	9	107
毒物劇物 販売業	一般	7	5	6	2	2	3	5	30
	農業用品目	0	2	2	0	0	2	1	7
	特定品目	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		47	103	83	10	30	34	34	341

イ 麻薬等取扱者数

(令和4年3月31日現在)

麻薬管理者	45
麻薬施用者	415
麻薬小売業者	114

麻薬卸売業者	1
覚せい剤原料取扱者	2
合計	577

(2) 薬物乱用防止対策

ア 大麻・けし撲滅運動

5月1日から6月30日までの「福岡県不正大麻・けし撲滅運動」期間中、けしの抜去作業を実施しているが、令和3年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施を中止した。

イ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

麻薬・覚せい剤・シンナー等の薬物乱用撲滅のため、国連主導の「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の一環として、関係団体と協力して街頭キャンペーンを行っているが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施を中止した。

ウ 薬物乱用防止講習会

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施を中止した。

4 厚生統計業務

統計法に基づく人口動態調査、厚生行政基礎調査等を実施している。

調査名	時期	内容	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
人口動態調査	毎月	出生・死亡・死産・婚姻・離婚についての調査	○	○	○	○	○
医療施設動態調査	毎月	医療施設の開設・廃止・変更等の届出受理処分に基づいての調査	○	○	○	○	○
病院報告	毎月	全病院、療養病床を有する診療所の患者の利用状況の調査	○	○	○	○	○
衛生行政報告例	毎年	公衆衛生・環境衛生・医務及び薬務等衛生行政の業務実績の調査	○	○	○	○	○
福祉行政報告例	毎年	社会福祉関係諸法規の施行に伴う行政の実態を把握するための調査	○	○	○	○	○
地域保健・健康増進事業報告	毎年	保健所及び市町村における保健施策の展開及び事業活動の内容を調査	○	○	○	○	○
国民生活基礎調査	毎年	世帯の保健・医療・福祉・年金・所得等国民生活の基礎的調査	○	○	◎	* 中止	○
医師・歯科医師・薬剤師統計	2年毎	医師等の年齢・業務の種別・従事場所等による分布を明らかにする調査	—	○	—	○	—
保健師、助産師、看護師、准看護師業務従事者届	2年毎	保健師等の業務に従事する年齢階級場所別の就業数を把握する調査	—	○	—	○	—

調査名	時期	内容	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
歯科衛生士、歯科技工士業務従事者届	2年毎	歯科衛生士、歯科技工士の就業の実態を把握する調査	-	○	-	○	-
医療施設静態調査	3年毎	全ての病院・診療所の名称、所在地、診療科目、患者数等の調査	○	-	-	○	-
患者調査	3年毎	医療施設を利用する患者について、傷病状況の実態を明らかにする調査	○	-	-	○	-
受療行動調査	3年毎	医療施設を利用する患者の受療状況や受けた医療に対する満足度を調査	○	-	-	○	-
社会保障・人口問題基本調査	毎年	社会保障や人口問題に関する事項について、出生動向、人口移動、世帯動態、家庭動向、社会保障等の調査をほぼ5年のローテーションで実施	○	○	○	* 中止	○
保健師活動領域調査	毎年	地方自治体に所属する保健師の活動領域と共に、地域保健福祉活動に従事する保健師の業務内容や業務量の現状を把握する調査	○	◎	○	○	○

◎：大規模調査 -：隔年調査等で実施なし *：新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止

5 市町村等地域保健活動支援業務

(1) 出前講座

地域の住民が参加する集会等に、福岡県の取組などを説明するため、講師として無償で職員を派遣している。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止とした。

6 保健・医療・福祉関係従事者養成にかかる実習生等の受入れ業務

医師、保健師、看護師、社会福祉主事等の保健医療福祉を担う人材を育成確保するため、各養成機関の実習施設として実習生等を受け入れている。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、医師養成課程、訪問看護師及び臨床研修医研修等一部の受け入れを中止したが、合わせて、9施設、実人数102名（延人数202名）を受け入れた。

養成課程	施設名	人数(延数)
保健師	福岡県立大学	2 (10)
	福岡女学院看護大学	5 (20)
	日本赤十字九州国際看護大学	5 (25)
	産業医科大学	3 (15)
管理栄養士	九州栄養福祉大学	3 (15)
	福岡女子大学	4 (20)
	中村学園大学	4 (20)
看護師	宗像看護専門学校	75 (75)
訪問看護師	福岡県看護協会（訪問看護師養成講習会）	1 (1)
JICA 課題別研修	（日本赤十字九州国際看護大学受託） 「地域保健向上のための保健人材強化」コース	講義資料の 提供のみ

7 健康危機管理

(1) 体制整備

大規模の自然災害や、医薬品、食品、感染症等を原因とした県民の生命、健康の安全を脅かす事態が発生した際に、迅速かつ適切に対応するため、健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に係る各種情報の収集、関係機関との連携・調整、所内の災害対応班編成、物品の備蓄、研修会の開催、訓練等を行っている。

○マニュアル等

「宗像・遠賀保健福祉環境事務所 災害時対応マニュアル」(平成28年12月改定)

「福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所 健康危機管理マニュアル」(平成28年10月改定)

○災害時班編成

班名	班数	人数
宗像・遠賀保健福祉環境班(第1配備～第4配備)		
口蹄疫発生時の防疫作業従事者に対応する健康調査班	2班	各5名
鳥インフルエンザ発生時の防疫作業従事者に対応する健康調査班	2班	各8名
緊急時放射線モニタリングに係る要員	6班	各2名

○放射線測定用物品の備蓄

名称	個数
GMサーベイメータ	20
NaIシンチレーションサーベイメータ	3
ポケット線量計	142

○訓練参加・実施

訓練名称	日時	回数・頻度
福岡県広域災害・救急医療情報システム(ふくおか医療情報ネット)に係る災害時病院情報入力訓練	月1回(新型コロナウイルス感染拡大のため4,7,10,11,12月のみ実施)	
令和3年度緊急時モニタリング訓練(放射線量率)	令和4年 2月26日(土)	1

○研修会開催

名称	実施日	内容	参加人数
高病原性鳥インフルエンザ健康調査班所内研修会	令和3年 11月1日(月)	発生時の初動体制 健康調査班の業務	22名

8 総合相談窓口業務

総合相談窓口を設置し、県政に関する相談、苦情及び要望(保健、医療、福祉及び環境に係るものを除く。)並びに県民生活に関する相談の受付、専門機関の紹介等を行っている。

9 医療従事者人権研修業務

同和問題をはじめとする人権問題の解決を図るため、管内の医療機関の職員を対象に人権問題研修を実施している。

令和3年度実施状況

実施日	場所	内容	参加人数
令和3年 11月2日(火)	遠賀町中央公民館 (WEB配信有)	・リーフレット配布 (部落差別解消条例を施行しました福岡県) ・DVD「部落の心を伝えたい ネット差別を許すな」	255名

10 民生委員・児童委員業務

民生委員・児童委員活動の推進、筑豊ブロック民生委員・児童委員協議会に関する事務、各町が行う活動費の支給事務補助等を行っている。

管内町の民生委員・児童委員数

(令和4年3月31日現在)

町名	民生・児童委員	主任児童委員	計	定数	欠員
芦屋町	23	2	25	32	7
水巻町	68	3	71	77	6
岡垣町	68	3	71	75	4
遠賀町	41	2	43	43	0
計	200	10	210	227	17

- (1) 協議会・研修会の開催状況
ア 筑豊ブロック協議会定例会

- (2) 遠賀郡4町の活動費の支給事務 (年2回)

11 戦傷病者、戦没者遺族等援護法等の施行业務

全国戦没者追悼式等に関する事務を行っている。

- (1) 管内の戦傷病者相談員及び戦没者遺族相談員の推薦

- (2) 戦没者追悼式等の開催状況

ア 全国戦没者追悼式

イ 福岡県戦没者追悼式

ウ 管内戦没者追悼式

芦屋町、水巻町 (R3中止)、岡垣町、遠賀町

12 日本赤十字社業務

日本赤十字社福岡県支部の宗像・遠賀地区として、福岡県支部からの依頼に基づく、大会参加、広報活動の支援などの事務処理等を行っている。

III 健康増進

1 難病対策事業

(1) 医療費助成制度

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく医療費助成対象疾病は、平成27年1月に56疾病から110疾病へ、平成27年7月には306疾病と追加され、その後330疾患、331疾患、333疾患となり、令和3年11月からは338疾患に医療費助成を行っている。

また、新規申請受理と共に患者家族等からの相談支援を行っている。

新規受給者数	令和2年度	令和3年度
	344名	401名

※特定医療費（指定難病）受給者証所持者数 2,364名（令和4年3月末現在）

(2) 難病患者地域支援対策推進事業

ア 難病患者在宅療養支援計画・評価事業

難病患者及び家族の生活の質向上を目指し、保健福祉施策の推進及び地域における保健医療、福祉の充実及び関係者の連携を図ることを目的とした関係者会議を行っており、令和3年度は6回実施した。

イ 医療相談事業

難病患者等の療養上の不安の解消を図るための講演会及び交流会を行っている。

(ア) 難病講演会及び相談会

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の為実施していない。

(イ) 特定疾患医療受給者証手続きに伴う来所及び電話相談

受給者証の申請（継続申請含む）手続きなどの機会に相談に応じている。

(ウ) 難病相談専用電話（ホットライン）の設置及び相談窓口の設定

難病ホットライン（開庁日対応、電話番号：0940-36-7000）及び随時窓口にて、患者・家族等からの相談に応じている。

令和3年度相談件数 延べ1,811件

(エ) 難病患者への訪問指導

神経難病患者を中心に訪問し、療養や日常生活の不安の解消を図るなどの相談支援を行っている。

令和3年度 訪問指導件数	実件数 5件	延べ件数 12件
-----------------	-----------	-------------

(3) 難病従事者研修会の開催

難病業務に従事する人材の育成及び資質の向上を図ることを目的として研修を行っている。

開催日	内容	参加者数
令和3年 10月28日	講演「災害時の人工呼吸器使用者への対応 ～過去の災害からの学び～」 講師：福岡県難病医療連絡協議会 難病診療連携コーディネーター 原田幸子 氏	介護支援専門員、 訪問看護師、地域 包括支援センター 職員、障害者相談 支援事業所職員等 39名

(4) 在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業

在宅人工呼吸器を使用している特定疾患患者に対する訪問看護で、診療報酬で定められた回数を超える実施を訪問看護ステーション等に委託し、その費用を公費で負担する制度である。令和3年度は2名（ALS患者）利用があった。

(5) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

先天性血液凝固因子欠乏症及び血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症の患者で

要件を満たす者へ承認申請及び更新等窓口対応を行っている。

登録件数：11件（令和4年3月末現在）

(6) 小児慢性特定疾病医療費助成事業

平成27年1月から児童福祉法の一部が改正され、良質かつ適切な小児慢性特定疾病医療支援の実施その他の疾病児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本的な方針が定められた。令和3年11月から医療費助成対象疾病は16疾患群788疾病に拡大され、市町村住民税課税額等に応じた自己負担限度額が設定されている。

受給者証所持者

(令和4年3月末現在)

疾患群内容	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血液疾患	免疫疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	染色体又は遺伝子変化に伴う症候群	皮膚疾患	骨系統疾患	脈管系疾患	計
所持者数 (延数)	47	24	1	30	75	9	17	6	11	0	36	24	1	0	5	1	287

(7) 小児慢性特定疾病児ピアカウンセリング事業

小児慢性特定疾病児・保護者等の不安や悩みなどの軽減を目的に、医療関係者等の助言や保護者の交流会・相談事業を福岡ブロックで実施している。加えて令和3年度は、希少疾患をもつ児の保護者からの相談をきっかけに、プラダー・ウィリー症候群に焦点を当てて家族交流会を開催した。

実施日	内 容	参加者数
令和3年 12月1日	講演「慢性疾病をもつ子どもへの支援について ～病気との付き合い方ときょうだい児の支援～」 講師：独立行政法人国立病院機構 福岡病院 金子 恵美 氏（小児看護専門看護師） 場所：糸島保健福祉環境事務所	保護者 3名 支援者 1名
令和3年 12月14日	プラダー・ウィリー症候群のお子様の家族交流会 対象：プラダー・ウィリー症候群の児の保護者 場所：宗像・遠賀保健福祉環境事務所	保護者 3名

(8) 慢性疾病児童等療育相談支援事業

児童福祉法第19条第2項及び第19条の22の規定に基づき、慢性的な疾病により長期にわたり療養を必要とする児童について、適切な療育を確保するために、疾病の状態及び療育の状況を随時把握するとともに、その状況に応じた適切な療育指導を行い、慢性疾病児童等の健全育成及び自立促進を目的に、療育相談指導、訪問指導、育児支援教室等を実施している。

ア 療育相談指導

小児慢性特定疾病医療受給児及びその保護者等の不安や悩みの解消、その他悩みに応じて日常生活の指導や福祉情報の提供、精神的支援を行うことを目的に実施している。下記のとおり相談日を設け、希望者に対して相談員による相談を実施した。

なお、小児慢性特定疾病医療受給者証の新規申請時や電話でも適宜相談を実施している。

実施日	従事者	相談者数
令和3年 10月18日 10月29日	小児慢性特定疾病児童等自立支援員（福岡県難病相談支援センター）、保健師、助産師	患児及び その家族 6名

イ 育児支援教室

○様々な乳幼児に関わっている保育士等の支援関係者が、集団生活において支援が必要な児及び保護者に対する適切な関わり方を学ぶことにより、支援関係者の資質向上及び各施設間における支援体制の整備へとつなげ、児の健全育成及び自立を促進することを目的に研修会を実施している。令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。

○令和2年度に引き続き、小児慢性特定疾病医療受給児のうち医療的ケア児の家族から、災害時対応に関する相談を発端として、該当市町と小児在宅医療を支える体制づくりを推進することを目的に、研修会と情報交換を行った。

実施日	内 容	参加者数
令和3年 10月12日	「医療的ケア児の災害時対策について」 ～避難訓練の説明と見学及び意見交換～ 講師：医療型特定短期入所事業所 小さなあしあと 管理者 権田 雅子 氏 対象：町職員（防災・福祉・保健担当） 場所：医療型特定短期入所事業所 小さなあしあと	町職員 3名
令和4年 1月17日	「医療的ケア児の実態と災害対策について」 ～講和及び意見交換～ 講師：医療型特定短期入所事業所 小さなあしあと 管理者 権田 雅子 氏 情報交換「医療的ケア児の支援で困っていること」 参加者：市町職員（防災・福祉・保健担当） ※新型コロナウイルス感染防止対策のためオンラインで実施	市町職員 13名

(9) 小児慢性特定疾病児童等レスパイト支援事業

小児慢性特定疾病医療受給児の介護を行う家族の療養のため、14日を限度として医療機関において児を一時的に預かっている。

利用要件

- ① 人工呼吸器等装着の認定を受けている、又は重症患者認定を受け、次のいずれかの状態にある児童。
 - ・呼吸障害等により人工呼吸器を使用している。
 - ・気管切開を行っている。
 - ・常時頻回の喀痰吸引を行っている
- ② 介護者の疾病や疲労、きょうだい児の看護や学校事業等により在宅療養の継続が一時的に困難な状態にある児童等

2 肝炎治療特別促進事業

(1) 肝炎治療費の一部助成

平成20年4月から慢性肝炎対策の一環として、B型及びC型肝炎ウイルスに感染し、抗ウイルス治療を受けている方を対象に、治療費の一部助成を実施している。

平成20年度からインターフェロン治療、平成22年度から核酸アナログ製剤治療、平成26年度からインターフェロンフリー治療に対する医療費を一部助成している。

また、B型・C型の肝炎ウイルス陽性者や療養者に対する重症化予防を目的として、平成27年11月から肝炎ウイルス陽性者等フォローアップ事業及びウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業を実施している。

平成30年12月から肝がん・重度肝硬変の入院医療費の助成制度を開始し、令和3年4月からは通院治療が追加された。

令和3年度インターフェロン治療費助成件数

治療費助成申請	内 訳				延長申請
	3剤以外	3剤	フリー治療	フリー再治療	
41	0	0	41	0	0

令和3年度核酸アナログ治療費助成件数

治療費助成申請	内 訳	
	新規	更新
292	15	277

令和3年度フォローアップ事業及び重症化予防事業申請件数

フォローアップ事業及び重症化予防事業申請	内 訳		
	初回精密検査	定期検査	償還払
46	0	34	12

令和3年度肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業件数

治療費助成申請	内 訳	
	新規	更新
1	1	0

令和3年度助成申請等に係る相談件数

区分	来所相談数	電話相談数
件数	445	119

(注) 来所相談数には変更・返納・再交付及び治療費の請求申請等も含む

(2) 肝炎ウイルス総合対策事業

地域医療機関と連携を図り、肝炎ウイルス陽性者の確実な受診勧奨と必要に応じ肝炎助成申請へのフォロー体制を行っている。

令和3年度肝炎ウイルス検査件数

区分	検査件数	内 訳	
		宗像本庁舎	遠賀分庁舎
B型	0	0	0
C型	0	0	0

3 栄養改善事業

(1) 健康増進法に基づく業務

ア 栄養指導

地域住民の栄養状態の改善及び食生活等生活習慣改善の促進を図るため、個別・集団を対象に栄養指導を実施し、運動・休養も含めた健康づくり指導を行っている。

令和3年度栄養・運動指導件数

区分	個別指導延人員				集団指導延人員			
	栄養指導	運動指導	禁煙指導	合計	栄養指導	運動指導	禁煙指導	合計
件数	124	0	0	124	170	50	0	220

イ 特定給食施設指導

給食内容の向上を図るとともに、給食を通じての栄養管理が適切に行われ、喫食者ひいては住民の健康増進を図るため、特定給食施設及びその他の給食施設に対し、必要な支援及び指導を行っている。

給食施設数

(令和4年3月末現在)

学校	病院	介護老人保健施設	介護医療院	老人福祉施設	児童福祉施設	社会福祉施設	寄宿舎	幼稚園	事業所	その他	合計
49	25	11	2	32	50	11	0	13	1	1	195

令和3年度給食施設指導実施状況

区分	特定給食施設		その他の給食施設	合計(延べ数)
	1回100食以上又は1日250食以上	1回300食以上又は1日750食以上		
栄養管理指導施設数	8	6	24	38

- ・実態把握 特定給食施設栄養報告(2月、7月)、給食施設調査報告(2月)を受け、実態を把握
- ・個別指導 巡回指導、書面指導は新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施せず
- ・集団指導 施設の種別に応じて研修会等を実施
令和3年9月9日(児童福祉施設・幼稚園対象)54名参加

ウ 国民・健康栄養調査

国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るために実施している。

令和3年度は実施予定で調整していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で全国的に中止となった。

(2) 栄養士関係業務

管理栄養士養成施設の学生の保健所における公衆栄養学実習の指導を行っている。

(3) 調理師関係業務

ア 調理師免許

(令和4年3月末現在)

申請数	内訳	
	新規	書換・再交付
87	65	22

イ 調理師研修会

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、開催できなかった。

(4) ふくおか食の健康サポート店の整備（福岡県食環境整備事業）

近年、外食の機会が増大しており、生活習慣病予防のために必要な栄養量についての知識の普及と、外食料理や弁当を通しての健康管理が重要となってきた。

多くの飲食店や弁当店においてヘルシーな食事の提供が行われ、外食利用者が個々人の状況に合った食事を選択できる環境をつくることにより、自主的な健康づくりを支援することを目的として、次の事業を実施している。

ア ふくおか食の健康サポート店の登録

基準に該当するヘルシーメニューを提供する店を「ふくおか食の健康サポート店」として登録し、福岡県のホームページに掲載する。

(令和4年3月末現在)

食の健康サポート店	14店舗
-----------	------

※ヘルシーメニュー（①～③いずれか1つ以上に該当するメニュー）

- ①野菜たっぷりメニュー（100g以上）
- ②エネルギー控えめ（450～650kcal）の定食
- ③食塩控えめ（2.5g未満）の定食等

イ ヘルシーメニュー開発の相談窓口の開設

飲食店等からヘルシーメニューを提供に関する相談を受け、アドバイスをを行い、ヘルシーメニュー提供数を増やすよう支援する。

ウ ふくおか食の健康サポート店「ヘルシーメニュー de 食育キャンペーン」への協力

ふくおか食の健康サポート店とコラボヘルシーメニューを共同開発し、「ふくおかヘルシーメニュー食べよう週間」において、店舗にて提供・販売を行うキャンペーンを行う。

実施期間

- (1) 6月13日～26日（食育月間、食育の日（19日）前後2週間）
- (2) 11月13日～26日（食育・地産地消月間、食育の日（19日）前後2週間）

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施しなかった。

(5) 食生活改善推進事業

食生活改善推進員をはじめとする健康づくりに関わるボランティア等へ、健康づくりの知識を普及させるとともに、地域住民への健康増進のための日常的な実践活動への意欲の喚起を図るための研修会を実施している。令和3年度は地域別の実施等、感染防止対策を講じながら開催した。

ア 食と健康教室

(令和3年度)

	開催日	内 容	講師	参加者数
1	令和3年 10月6日 (宗像総合 庁舎)	講話「オーラルフレイルについて」 講話「フレイル予防にこんな食べ物を！」 講話・実技「スロージョギングについて」	保健福祉環境事務所 保健師 公衆栄養学実習生 スロージョギング協 会 理事	20名

2	令和3年 10月7日 (宗像総合 庁舎)	講話「オーラルフレイルについて」	保健福祉環境事務所 保健師	30名
		講話「フレイル予防にこんな食べ物を！」	公衆栄養学実習生	
		講話・実技「スロージョギングについて」	スロージョギング協 会 理事	

イ 食生活改善推進会の育成支援・会員数

(令和3年度)

宗像・遠賀地区 食生活改善 推進協議会	中間市	宗像市	福津市	芦屋町	水巻町	岡垣町	遠賀町	計
	35	187	62	37	42	48	40	451名

ウ 食生活改善普及運動の普及啓発（ロビー展示）の実施

9月を食生活改善普及運動月間とし、例年、生活習慣（食生活等）の問題に気付き、見直しを図ることを目的に、ロビー展示により様々な展示やパンフレット等の資料を配架し、来庁者への普及啓発を行っているが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で実施できなかった。

(6) 専門的栄養指導事業

栄養相談総合窓口を開設し、食生活や生活習慣に起因することが大きい慢性疾患・難治性疾患等の栄養相談の実施等、「食」に関する専門的栄養情報の提供等を行っている。

また、障がい者の嚥下機能低下を遅らせるため、障がい者の生活を支える関係者を対象に研修を実施し、障がい者が適切な栄養・食生活を実践できるよう支援している。

ア 総合栄養相談

相談件数・・・ 124人（個別）、220人（集団・研修）（令和3年度）

相談内容・・・ 生活習慣病、難病、栄養表示制度、保健機能食品、給食施設運営 他

イ 地域の栄養・ケア会議

障がいのある方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、障がい者施設の職員等が障がい者の摂食嚥下機能や口腔ケアの必要性、ケアを行う上でのポイントを習得し、日々の支援の中で生かせるよう資質向上を目的に研修会を開催した。

また、管内の病院・介護老人保健施設、老人福祉施設、社会福祉施設等の特定給食施設を対象に、施設間の連携が進むよう「摂食・嚥下困難者の食形態施設連携推進のための食形態一覧表」を平成29年に作成し、令和元年に見直しを行った。令和3年度は嚥下調整食のコードごとに画像を提供してもらったため、今後は視覚的によりわかりやすい一覧を作成する予定である。

開催日	内 容	参加者数
令和4年 2月15日 (オンライン)	講演「障がい者の摂食嚥下機能と口腔ケアについて」 講師：九州歯科大学歯学部 口腔保健学科 教授 藤井 航 氏	13名

(7) 食品表示法に基づく業務

食品表示法第6条第1項、第3項、第5項及び第8項、第8条第1項、第12条、第15条第5項に基づき、食品表示（保健事項）が適切に行われるよう食品表示関連事業所等に対する指導等を行うとともに、県民の健康増進に資するため、消費者に対する表示の適正な活用法等

の啓発を行う。

ア 食品表示法に基づく相談、指導

令和3年度相談指導件数 42件

イ 食品関連事業者向けの説明会、食品表示に関する啓発

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施しなかった。

(8) 特別用途表示及び誇大広告の禁止に関する相談・指導等

健康増進法第7章に規定する特別用途表示食品の申請受付・収去等及び食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大等の適正化を図るため、製造・販売者に対して指導を行う。

令和3年度相談指導件数 2件

4 健康増進業務

(1) 県民健康づくり推進事業

ア 地域・職域連携会議の開催

県民の自主的な健康づくりの取組と、地域と職域が一体となって生活習慣の改善に取り組む体制づくりを進め、生涯を通じた健康管理支援の実現に向けて、新ガイドラインに則した効率的・効果的な保健事業のあり方について協議を行った。

なお、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面会議に変更し、「意見書」を提出する形で開催した。

[構成メンバー]

市町行政関係者（健康づくり担当課）、医師会、歯科医師会、商工会議所、商工会、全国健康保険協会福岡支部、労働基準監督署、地域産業保健センター、労働基準協会、学識経験者、宗像・遠賀保健福祉環境事務所

回	開催日	内 容	委員数
1	令和4年 3月15日 (書面 会議)	1 「地域・職域連携推進ガイドライン」と「ガイドライン改訂に伴う会議運営」について 2 令和2年度地域職域・連携会議（書面会議）の概要 (1) 事前アンケート結果 (2) 書面会議での意見 (3) 事務局の提案 3 働く世代の健康づくりに関する状況 (1) NDB オープンデータからわかる生活習慣の状況 (2) 特定健診・特定保健指導の実施状況 (3) がん検診の状況 4 構成機関の令和3年度の取組み (1) 福岡東労働基準協会（エイジフレンドリーの講話） (2) 宗像・遠賀保健福祉環境事務所 （健康講話、ふくおか健康ポイントアプリ、食の健康サポート店登録促進） (3) 商工会・商工会議所の事業所健診実施状況 5 参考資料 宗像・遠賀及び近隣保健所の卒煙サポート薬局一覧 【書面会議意見のフィードバック】令和4年3月30日 ・会議資料に対する意見 ・連携・協力できる事業とメールアドレスの共有 ・R4年度会議内容、「目指す姿」や「目標」について	26名

- イ 健康増進普及啓発（9月）、女性の健康週間（3月）（ロビー展示）の実施
 自らの健康づくりや生活習慣の問題に気付き、見直しを図ることを目的として、総合庁舎来庁者を対象とした資料展示、パンフレット配布等を行っている。
 例年行っているロビー展示は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施を見送った。

(2) 県民健康づくり支援事業

- ア ふくおか健康づくり県民運動情報発信サイト
 健康づくりに関するイベント等の情報を掲載し、県民に対し常に新しい情報を発信している。

- イ 情報発信サイト等を活用した健康づくりに取り組むきっかけの提供
 イベント会場や大型商業施設等、広く一般県民が集まる場において、情報発信サイトや健康測定機器を活用し、自主的な健康づくりに取り組むきっかけを提供している。
 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、健康測定機器による啓発は実施を中止した。そこで、「ふくおか健康ポイントアプリ」を活用し、一人ひとりが健康づくりに取り組むことを目的とし、アプリや特典協力店募集を周知した。

- ウ 健康づくり実践アドバイザー派遣事業
 中小事業所の経営者が集まる団体の会合等に出向き、健康づくりの必要性について理解を深めてもらうための周知・啓発、「健康づくり団体・事業所宣言」の登録推進、「健康づくり実践アドバイザー」の派遣希望事業所の募集を行っている。

開催日	場所・イベント名	参加延人数
令和3年 10月6日	宗像ユリックス (令和3年度安全運転管理者等講習)	133人
令和3年 11月29日	水巻町商工会館 (福岡理容衛生協同組合遠賀支部 衛生講習会)	24人

- エ ロコモティブシンドローム予防の普及啓発
 ロコモティブシンドロームの認知度を上げるため、ロコモ予防推進員の活動状況調査や、様々な機会を捉えて、ロコモ予防のための運動等に関する講演や普及啓発に努めている。

(3) たばこ対策事業

平成30年7月に「健康増進法の一部を改正する法律」が成立し、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙が禁止されることとなった。令和2年4月より全面施行され、多くの人々が利用する全ての施設において原則屋内禁煙となった。

ア 喫煙防止セミナー

未成年者の喫煙防止教育、特に若い女性を中心としたたばこの健康影響についての普及啓発、健康でクリーンな職場づくりのための分煙・禁煙支援等を行っている。

開催日	内容	講師	対象者	参加者数
令和3年 9月7日 9月14日 10月8日	講話「健康増進計画及びたばこ対策について」	当所健康増進課 保健師	保健所実習生	17名

- イ 世界禁煙デー及び禁煙週間における普及啓発（館内放送）の実施
 世界禁煙デーを前に、たばこの害や受動喫煙防止対策について宗像総合庁舎で館内放送を行い、来庁者や職員への普及啓発を行っている。
 例年行っているロビー展示は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施を見送った。

・館内放送 : 令和3年5月31日

(4) 市町村健康づくり・栄養改善業務計画推進支援会議

開催日	内 容	参加者数
令和3年 11月22日 (宗像総合庁舎)	1 ふくおか食環境整備事業について 2 食生活改善推進会の活動状況について 3 各市町の栄養改善業務実施状況について 4 その他(情報提供等) 令和3年度都道府県等栄養施策担当者会議について 「日本食品標準成分表2020年版(八訂)」の取り扱いについて 他	9名

(5) 健康増進事業及び特定健康診査等に関すること

ア 特定健診・保健指導及び健康増進事業

高齢者の医療確保法に基づく特定健診・保健指導及び健康増進法に基づく健康増進事業に関する業務について、補助(負担)金に関する審査業務、各種情報提供、市町村支援等を実施している。

イ 生活習慣病対策事業

地域における糖尿病性腎症等の重症化予防の取組を推進するため、市町村への支援や会議等を開催している。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会議は書面で行った。

○宗像地区連携会議(宗像市、福津市)

開催日	内 容	参加者	参加者数
令和4年3月 (書面開催)	・福岡県プログラム改定について ・福岡県の動向、宗像地区の状況 ・実績報告 (R1年度最終評価、R2年度中間評価、R3年度進捗報告) ・3年間の振り返りについて	宗像医師会 宗像市、福津市、保健所担当者	

○遠賀中間地区連携会議(中間市、遠賀郡4町)

開催日	内 容	参加者	参加者数
令和4年3月 (書面開催)	遠賀中間地域糖尿病性腎症重症化予防事業報告会と共催 ・福岡県プログラム改定について ・遠賀中間地域の現状について ・令和2年度糖尿病性腎症重症化予防事業報告について (事業概要、事業評価、事例紹介)	遠賀中間医師会 遠賀中間歯科医師会 遠賀中間薬剤師会 中間市、遠賀郡4町、保健所担当者	

ウ がん対策推進事業

(ア) 市町村が実施するがん検診に対する支援

がん検診推進事業の補助金に関する審査業務、各種調査集計及び情報提供を実施している。

(イ) がん検診啓発事業

地域職域連携会議の中で、「働く世代をがんから守るがん検診推進事業」の登録についての案内や、10月の「がん検診受診率50%達成に向けた集中キャンペーン強化月間」に、宗像総合庁舎ロビーにおいて、幟旗設置、ポスター掲示、がん検診受診啓発リーフレット・グッズの展示及び配布により、住民への周知啓発を行っている。

また、管内のイベントや出前講座等の様々な機会を活用して、啓発グッズを利用しながら、がん検診受診勧奨及び情報提供を行っている。

エ 保健事業部会

管内の保健事業が効果的に推進できるよう、保健所運営協議会保健事業部会において協議している。

なお、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面会議として開催した。

開催日	内容	委員数
令和3年 8月6日 (書面会議)	1 令和2年度事業報告 2 令和3年度主要事業について ・ふくおか健康づくり県民運動	18名

(6) 歯科保健事業

ア 歯科保健に関する協議会への出席

歯科医師会、各市町及び保健福祉環境事務所職員による委員で構成され、歯科保健事業の推進について協議している。

宗像歯科口腔保健協議会	日時：令和3年10月13日 19:00~20:00 場所：宗像歯科医師会館
遠賀中間歯科保健対策連絡協議会	書面会議

イ 福岡県親と子のよい歯のコンクール

令和3年度は国のコンクールが中止されたことに伴い、県のコンクールも中止となった。

ウ 地域保健関係職員研修事業（歯科保健）

関係職員の資質向上と歯科保健の推進を図ることを目的として実施している。

実施日	内容	対象者	参加数
令和4年 2月15日 宗像総合庁舎	講演：「障がい者の摂食嚥下機能と口腔ケアについて」 講師：九州歯科大学歯学部口腔保健学科 教授 藤井 航 氏	障がい者施設・ 高齢者施設・市 町職員、病院等 の(管理)栄養 士	13名

エ 歯周疾患予防推進事業

成人期における歯周病を予防するため、定期的な歯科検診及び歯科保健指導の実施を事業所に働きかけ、健診実施事業所の増加を図るとともに、従業員の歯周病予防に対する意識を高め、定期検診の受診率の向上を図ることを目的として実施している。

対象事業所は「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」の登録事業所から選定している。今年度は新型コロナ感染拡大防止のため、実施を見送った。

5 原爆被爆者援護業務

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者健康手帳等交付申請、一般疾病医療費支給申請、諸手当支給認定申請、一般疾病医療機関指定申請、年2回の定期健康診断等に関する事務を実施している。

管内の被爆者健康手帳保持者数 334名 (令和4年3月末現在)

6 母子保健業務

(1) 妊娠中毒症等療養援護費事業

妊娠中に妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血及び心疾患のため7日間以上入院した場合、その療養に要する費用について自己負担が生じた場合に一部を支援するもの。

令和3年度 申請件数 0件

(2) 先天性代謝異常等マス・スクリーニング事業

生後1週間未満の新生児を対象に血液によるマス・スクリーニング検査を実施している先天性代謝異常等及びクレチン症は、放置すると知的障がいなどを来すため、早期のスクリーニングによって早期治療につなげ、効果を上げている。要精密検査対象児については、受診及び治療状況を把握するとともに、養育上の不安等への相談対応を行っている。

令和3年度 6名

(3) 乳幼児発達診査事業

出生等の状況から心身の発達に関して諸問題を有している乳幼児や、乳幼児健診及び家庭訪問等で精神・運動発達面及び言語発達面において、障がいを残すおそれのある乳幼児に対して、市町や医療機関との連携のもとに発達診査を実施している。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言期間は中止とした。

令和3年度実施状況

実施場所		分庁舎	本庁舎
担 当		医師、臨床心理士、 言語聴覚士、理学療法士	理学療法士
回 数		1回	0回
受診実人数（延数）		1名（1名）	
受診結果 （実人員）	当所又は市町にて経過観察	1名	
	療育施設、医療機関等紹介	0名	
	市町村等の相談・教室への紹介	0名	
	保育園等の集団参加への見守り	0名	
	異常なし（終了）	0名	

(4) ハイリスク妊産婦支援事業

ア 妊娠期からのケア・サポート事業

乳幼児の虐待予防を目的として、妊娠期から市町及び医療機関と連携し、要支援者を把握して、早期から介入し支援につなげる取組（事例協議等）を行っている。

また市町村が令和2年度を目途に行うことになっている「子育て世代包括支援センター」の整備及び努力義務となっている「産後ケア事業」の取組への支援は、平成29年度から継続して情報交換会を行っている。

(5) 不妊専門相談及び不妊治療費助成事業

不妊に悩む夫婦の経済的支援、精神的支援として不妊治療費助成及び不妊専門相談センター事業を平成16年度から実施している。今般、令和4年度から助成事業については、不妊治療の保険適用に伴い、事業は終了し、年度をまたぐ1回の治療については経過措置として助成対象となる。

ア 治療費助成

対象者は、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）及び男性不妊治療を行い、治療開始日の妻の年齢が43歳未満である夫婦。初回申請分治療開始時の妻の年齢が40歳未満の場合は通算6回まで、40歳以上の場合は43歳になるまでに通算3回まで助成を受けることができる。

令和3年1月1日以降に終了した治療を対象として、所得制限の撤廃や事実婚への対象拡大、助成上限額の増額等の制度改正がなされた。これにより、助成額については、30万円（男性不妊治療も同様。凍結胚移植・採卵したが卵が得られない場合は10万円）へ増額となった。

イ 不妊専門相談センター事業

不妊専門相談及び女性の健康相談については、専門的知識を有する看護師（体外受精コーディネーター、不妊カウンセラー、メノポーズカウンセラー）、助産師等により県下3ブロック（福岡地区、筑豊地区、筑後地区）各1か所の保健福祉環境事務所において、月1回の予約制による面接相談を実施している。また、女性の健康相談専用電話を設置し、電話相談にも対応している。福岡地区における面接相談は当所本庁舎で実施している。

令和3年度相談等事業実績

事業名	不妊治療費助成申請数	不妊専門相談及び女性の健康相談数	電話相談数
件数	409	9	381

(6) 新型コロナウイルスに感染した妊産婦への寄り添い支援事業

新型コロナウイルスに感染した妊産婦で、自身や胎児又は新生児の健康、育児について不安を感じている方に対して、助産師や保健師等が訪問や電話等の方法で、不安や悩みを傾聴し、健康管理や育児に関する助言を行うなどの寄り添い支援を令和2年度から行っている。

令和3年度は13名の妊産婦に対し、電話にて体調や妊娠・産後の経過確認を行い、必要に応じてフォローを行った。

7 在宅医療推進事業

福岡県では平成22年度から県内9ヶ所の保健福祉（環境）事務所に地域在宅医療支援センターを設置し、地域特性に応じた在宅医療に係る関係機関との連携体制の支援や情報提供、相談、医療従事者に対する研修会等を行っている。

(1) 普及・啓発

ア 住民啓発、センター窓口の周知

在宅医療の啓発ならびに当センターの周知を目的として、各種手続きや研修会、講話等を通じて、住民や関係機関等にパンフレットを配布している。

イ 相談事業（令和3年度相談件数）

- 電話相談 延145件（実数 28件）
- 面接相談 延 31件（実数 23件）
- 家庭訪問 延 15件（実数 7件）

(2) 地域在宅医療推進協議会

医療・介護・行政等の関係機関が連携して、在宅医療を希望する患者や家族等に対する地域在宅医療体制の整備及び推進に関する事項について協議するために実施している。特に難病患者（児）の在宅医療に関する協議や情報共有することで、地域の実情に応じた在宅医療体制整備を推進する。

委員：医師会、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護ステーション、介護支援専門員、相談支援専門員、市町村（福祉担当課）

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、WEB開催とした。

開催日	内 容	委員数
令和4年 3月10日 (WEB開催)	(1) 情報共有 福岡県の在宅医療の現状 宗像・遠賀地域の在宅医療推進事業、難病対策事業 (2) 意見交換 災害対策について	18名

(3) 在宅医療・介護支援者研修会

在宅医療・介護支援者が在宅医療についての知識を深めるために実施している。

開催日・場所	内 容	参加者数
令和4年 2月15日 (WEB開催)	講演「障がい者の摂食嚥下機能と口腔ケアについて」 講師：九州歯科大学 歯学部 口腔保健学科 教授 藤井 航 氏 対象) 市町、障がい者施設、訪問看護事業所の職員、 病院、介護老人保健（福祉）施設の（管理）栄養士	13名

(4) 訪問看護ステーションスキルアップ研修会

訪問看護ステーションの訪問看護師を対象に知識やスキル向上を目的に実施している。

開催日・場所	内 容	参加者数
令和3年 10月28日 宗像総合庁舎	講演「災害時の人工呼吸器使用者への対応 ～過去の災害からの学び～」 講師：福岡県難病医療連絡協議会 難病診療コーディネーター 原田幸子 氏 対象：訪問看護事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援セン ター、障がい者相談支援事業所、市町の職員	20名

(5) 関係機関との連携

ア 医師会事業への協力支援

(ア) 宗像医師会 (Web 開催含む)

- ① 宗像医師会在宅医療連携拠点事業室運営委員会 出席1回
- ② 宗像市・福津市在宅医療・介護連携事業にかかる多職種連携会議出席 3回
- ③ 地域リーダー会議 出席 4回
- ④ 多職種連携研修会への参加 2回

(イ) 遠賀中間医師会

- ① 遠賀中間地域在宅医療介護連携推進協議会 出席1回(書面開催)
- ② 遠賀中間地域在宅医療介護連携推進協議会専門部会 出席2回(内1回書面開催)

イ 訪問看護ステーションとの連携

- ① 訪問看護ステーション連携強化事業研修会の参加
- ② 管理者会議への出席 遠賀中間地域：3回
- ③ 管内訪問看護ステーション看護ケア情報を県ホームページに掲載(年2回)

ウ 市町村への支援等

(ア) 地域ケア会議への支援

平成26～27年度に「福岡県地域ケア会議推進支援事業(モデル事業)」を実施した宗像市・福津市の地域ケア会議に引き続き参加し、会議の定着や充実に向けた支援を行った。

遠賀中間地域についても会議の定着や充実に向けた進捗状況の把握に努めている。

(参加回数) 宗像市：6回、福津市：3回、岡垣町：1回

(6) 災害時対策

福岡県では、在宅療養者の生命・健康維持の観点から、地震、落雷・豪雨等災害等に備え、平時から訪問看護ステーションと連絡体制をとるとともに、災害等による停電が起こった場合に地域の在宅人工呼吸器等使用患者の安全な療養生活を守り、万が一の生命の危機を避けるために、災害時の緊急連絡体制を整えている。

災害時は、訪問看護ステーションを通じて被災状況を把握(予想される時は事前の注意喚起)し、患者の避難状況及び安否確認を行うとともに、停電の有無、時間、回復状況についても確認している。

8 精神保健福祉業務

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障がいのある人の医療・保護及び社会参加の促進、住民の精神的健康の保持・増進を図るための業務を行っている。

(1) 精神医療対策

ア 精神科病院月報の受理

管内4病院から毎月、病床数、入院患者数、通院患者数の報告を受理している。

表 管内精神科病床数(令和4年3月末現在) 表 令和4年3月の管内精神科病院通院患者数

精神科病床数	延人員	実人員
1,328	8,761	4,048

表 管内精神科病院の入院形態別入院患者数 (令和4年3月末現在)

措置入院	医療保護入院	任意入院	その他	計
14	454	666	1	1,135

イ 措置入院に関する申請・報告等

精神保健福祉法に基づく申請・通報の受理、事前調査、入院措置に係る事務、措置入院者の症状消退届に係る面接調査、措置解除等の事務等を行っている。

表 精神障がい者に係る申請・通報・届出件数 (令和3年度)

法第22条	法第23条	法第24条	法第26条	法第26条の2	合計
1	24	1	7	0	33

第22条：一般人からの申請 第23条：警察官からの通報

第24条：検察官からの通報 第26条：矯正施設からの通報(拘置所、刑務所、少年院等)

第26条の2：精神病院管理者の通報

表 精神障がい者に係る申請・通報・届出処理状況 (令和3年度)

申請・通報・届出 件数	調査により診察の必 要がないと認めた者	診察を受けた者	
		措置入院該当	措置入院非該当
33	18	12	3

ウ 医療保護入院に関する届出・報告等

入退院届及び定期病状報告等の受理・進達等の事務を行っている。

エ 精神科病院の实地指導

管内4か所の精神科病院に対し、入院制度等の適正な運用が図られるよう、精神保健福祉法第29条の4、第38条の6の規定及び関係通知に基づき实地指導及び現地診察を行っている。

表 現地診察実施件数 (令和3年度)

措置入院者	医療保護入院者	任意入院者	計
8	7	3	18

(2) 社会復帰対策

ア 精神障がい者社会復帰促進事業

① 精神障がい者地域支援実務者会議

長期入院者がスムーズに退院できる仕組みと、精神障がいのある人が地域で安心して自分らしく長く暮らし続けることができる支援体制を構築することを目的として実施している。

令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、会議開催は見送りとし、管内病院と市町に対し、日頃の進捗状況について聞き取りを行った。

② 保健・医療・福祉関係者による協議の場

国の「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」に位置付けられている協議の場として、保健所運営協議会精神保健福祉部会において、当所の事業実績、次年度計画等について協議を行っている。

令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面会議で実施した。

③ 社会資源一覧の作成・更新

管内の精神科医療機関、訪問看護ステーション、障がい福祉サービス事業所、就労相談等の社会資源情報一覧を作成、更新している。

また、アルコール依存症やひきこもりに関する社会資源情報一覧も作成・更新している。

イ 地域定着推進事業

① 処遇プラン普及事業

精神障がいのある人の再入院を防止し地域生活を維持できるよう、「処遇プラン」を活用し、支援機関が病状悪化時の対応について情報を共有し、早期に医療機関につなぎ再発を予防するための仕組みをつくることを目的としている。

平成30年度からは、退院後支援計画の中で作成している。

② こころの健康手帳活用事業

精神障がいのある人が主体的に安定した地域生活を継続できるように、精神障がいのある人自らが今後の目標や支援してもらいたいことなど希望する支援がうけられるよう「こころの健康手帳」を活用し、関係機関が連携して支援を行っていく仕組みをつくることを目的としている。

令和3年度の新規活用実績はなかった。

③ 精神障がいのある人の退院後支援計画の策定

「精神障がいのある人の退院後支援に関する福岡県事務処理要領」に基づき、平成30年9月以降の緊急措置入院を含む措置入院患者のうち同意を得られた者を対象に退院後支援計画を作成し計画に基づく支援を行っている。

令和3年度は、3名に対し退院後支援計画を作成した。

(3) 心の健康づくり推進対策

心の健康および精神障がいに対する正しい知識の普及と心の健康に関する相談等を行っている。

ア 精神保健福祉相談

定例相談として、予約制で精神科医による個別相談を実施している。また、随時相談は、所内面接、電話等で保健師が実施している。

イ 訪問指導

精神障がいのある人の自宅等へ訪問し、地域で安心して生活できるように本人や家族等への相談支援を行っている。

表 精神保健福祉相談・訪問指導実施状況（延べ数）（令和3年度）

	社会復帰	老人精神	思春期	アルコール	薬物	ギャンブル	心の健康づくり	その他	合計
定例相談	1		1				8	2	12
所内面接	19	1	0	5	1	1	11	21	59
電話	681	13	7	46	4	6	120	310	1,187
訪問	35			2			9	37	83

ウ 関係者によるケース会議

対象者へより良い支援を行うため、情報を共有し課題の明確化等のアセスメントを行い支援方針や役割分担を協議する会議を実施している。

表 ケース会議実施状況（令和3年度）

開催回数	対象者実人数	対象者延べ数	主な参加者
9	7	9	病院、相談支援事業所、訪問看護ステーション、行政の職員等

エ 普及啓発事業

住民、関係機関職員等が、精神障がいに対する理解を深めることを目的に、講演会を行っている。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施を中止した。

オ 家族会等への支援

管内家族会活動への支援を随時行っている。

(4) 自殺対策事業

福岡県自殺対策計画に基づき、総合的な自殺対策事業を実施している。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業を縮小して実施した。

ア ハイリスク者支援事業

① 自殺未遂者に対する支援マニュアル普及事業

精神科医療従事者、救急医療従事者等を対象に北九州ブロックで研修を開催している。

令和3年度は京築保健福祉環境事務所で実施された研修に参加した。

② 地域におけるハイリスク者支援のための連携強化会議

保健所運営協議会精神保健福祉部会において、自殺者数の動向についての情報提供及び当所の取組、次年度計画等について協議を行っている。

令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面会議で実施した。

イ 悩みごと相談促進事業（普及啓発）

自殺予防週間（9月10日～16日）と自殺対策強化月間（3月）に、各関係機関にポスター掲示を依頼した。

ウ 地域における見守り強化事業

① ゲートキーパーセミナー

自殺についての基本的な知識を学ぶことで、自殺への偏見をなくすとともに、周囲の者の自殺のサインに気づき対応できる人（ゲートキーパー）を増やすことを目的としている。

表 令和3年度実施状況

安全運転管理者に対する講習	日時：令和3年10月6日 場所：宗像ユリックス 参加者：安全運転管理者330名 内容：メンタルヘルス～気づきと声掛け～ 講師：当所保健師
福岡教育大学学生に対する研修	日時：令和3年11月12日 場所：各会場（オンデマンド配信の講義を視聴可能な場所） 対象：福岡教育大学学生（心と体の健康科目選択者）128名 内容：講演「大学生のこころの危機」 講師：福岡県立大学 教授 小嶋 秀幹 氏

②市町村支援

市町に対し、自殺対策協議会等への参加や地域自殺対策計画実施に対する支援を行った。

(5) アルコール依存症対策事業

平成26年6月にアルコール健康障害対策基本法が施行され、本県では平成29年6月に福岡県アルコール健康障がい対策推進計画を策定している。県内のアルコール依存症の生涯経験者の推計は2万2千人、アルコール依存症を有する者は推計1万人となっている。令和2年度の依存症専門医療機関への外来患者実人数は3,344人、入院患者実人数は1,177人となっており、専門治療につながっていないアルコール依存症を有する者は多いと推測される。当所では課題（アルコール依存症の早期発見・早期受診の促進、支援者の対応力の向上、アルコール健康障がいの予防）に向けた取組を行っている。

ア 普及啓発事業

①アルコール依存症講演会

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施を中止した。

②パネル展示

宗像総合庁舎1階ロビーにおいて、9月の「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」、11月の「アルコール健康障害対策基本法」に基づく啓発週間に合わせ、適正飲酒とアルコール健康障がいについてパネル展示を行った。

イ 相談支援体制の強化事業

①自助グループの相談対応力向上研修事業

自助グループの断酒継続を支援するため、断酒会・家族会へ参加し、当所の取り組みの紹介、連携強化を図った。

②中小企業への減酒支援

産業医がいない50人未満の事業所における減酒支援の取り組みを推進するため、ミニ講座を実施。

表 令和3年度実施状況

開催日・場所	内容	対象者	参加者数
令和3年10月6日(水) 宗像ユリックス	アルコール出前ミニ講座 講師：当所保健師	安全運転管理者等講習会 出席者	330名
令和3年11月29日(月) 宗像総合庁舎	アルコール出前ミニ講座 講師：当所保健師	衛生講習会 出席者	40名

(6) 飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例関連事業

平成24年2月に福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例が制定され、各保健所において、アルコール健康障がい予防・早期発見に資することを目的とし、飲酒運転違反者に対する飲酒行動に関する指導を実施している。

令和3年度の実施件数は17件であった。

(7) ひきこもり対策推進事業

本県では、平成22年度から精神保健福祉センター内にひきこもり地域支援センターを、令和2年7月から筑豊地域と筑後地域の2か所にサテライトオフィスを開設し、各地域のひきこもり相談窓口として支援を行っている。

令和3年度は、ひきこもり地域支援センターが保健所圏域毎に開催したひきこもり支援者研修会及びひきこもり支援者地域ネットワーク会議に参加した。

(8) 参考資料

表 自立支援医療費(精神通院医療)支給認定者数・精神保健福祉手帳所持者数
(令和3年度末現在 ※未確定数)

市町名	自立支援医療費支給認定者数(精神通院医療)	精神保健福祉手帳所持者数			
		1級	2級	3級	計
中間市	850	32	301	150	483
宗像市	1,583	72	497	354	923
福津市	1,072	39	353	192	584
芦屋町	211	4	76	45	125
水巻町	598	19	225	108	352
岡垣町	580	21	214	109	344
遠賀町	305	3	104	62	169
合計	5,199	190	1,770	1,020	2,980

IV 保健衛生

1 食品衛生業務

食品衛生法に基づき、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することを目的に次の業務を実施している。

(1) 営業許可及び営業届出

食品衛生法に基づく営業許可業種に対して、新規及び更新の許可業務を行っている。許可業種以外の営業については営業届出の受付業務を行っている。

令和3年6月から、食品衛生法に基づく営業許可業種の見直し及び営業届出制度が創設された。

(2) 監視指導

年間計画に基づき、食品衛生監視員（5名）が食品営業施設、大量調理施設（特定給食施設を含む）等に対して、衛生管理、食品表示等に重点を置いた監視指導を実施し、また、検査のための食品収去業務を行っている。

ア 食品関係営業施設数（令和4年3月31日現在）

【新制度による許可・届出施設】

営業許可施設	飲食店営業	458	冰雪製造業	0
	調理機能を有する自動販売機営業	0	液卵製造業	1
	食肉販売業	23	食用油脂製造業	1
	魚介類販売業	36	みそ又はしょうゆ製造業	1
	魚介類競り売り業	1	酒類製造業	0
	集乳業	0	豆腐製造業	1
	乳処理業	0	納豆製造業	0
	特別牛乳搾取処理業	0	麺類製造業	2
	食肉処理業	3	そうざい製造業	45
	食品の放射線照射業	0	複合型そうざい製造業	0
	菓子（パンを含む）製造業	63	冷凍食品製造業	15
	アイスクリーム類製造業	3	複合型冷凍食品製造業	0
	乳製品製造業	0	漬物製造業	6
	清涼飲料水製造業	0	密封包装食品製造業	3
	食肉製品製造業	1	食品の小分け業	2
	水産製品製造業	22	添加物製造業	0
営業届出施設	旧許可業種	食肉販売業（包装）	199	
		魚介類販売業（包装）	165	
		乳類販売業	337	
		冰雪販売業	1	
		自動販売機	36	
	販売業	768		
	製造・加工業	59		
	集団給食施設	学校	3	
		病院・診療所	9	
		事業所	1	
その他		109		
その他	37			

【旧制度による許可施設】

営業許可施設	飲食店営業	2,026	食品の放射線照射業	0
	喫茶店営業	213	清涼飲料水製造業	2
	菓子製造業	297	乳酸菌飲料製造業	0
	あん類製造業	2	冰雪製造業	1
	アイスクリーム類製造業	6	食用油脂製造業	2
	乳処理業	0	マーガリン又はショートニング製造業	0
	特別牛乳搾取処理業	0	みそ製造業	7
	乳製品製造業	1	醤油製造業	3
	集乳業	0	ソース類製造業	0
	食肉処理業	11	酒類製造業	5
	食肉販売業	107	豆腐製造業	8
	食肉製品製造業	3	納豆製造業	0
	魚介類販売業	183	めん類製造業	12
	魚介類せり売り業	0	そうざい製造業	121
	魚肉練り製品製造業	.8	缶詰、瓶詰食品製造業	6
	食品の冷凍又は冷蔵業	26	添加物製造業	1

イ 食品衛生監視員活動状況（令和3年度）

調査・監視指導	営業許可施設	その他の営業施設
実施施設数	1,189	297
苦情件数（有症苦情、異物混入、施設の衛生、食品の腐敗、異味異臭等）	53	
相談件数（営業許可、規格基準、食品表示に関すること、体調不良等）	319	
食中毒（疑）調査（管外発生食中毒の関連調査を含む）	3	
処分件数（営業許可取消、営業禁止、営業停止、改善命令、廃棄回収他）	0	

ウ 食品収去検査（令和3年度）

	検体数	不適検体数		
		法*①	県*②	表示*③
弁当（調理ご飯、調理パン）	15		1	
惣菜（加熱済、未加熱）	30		2	
魚介類及びその加工品 （調理鮮魚介類生食用、その他の魚介類、練り製品）	5			
肉・卵類及びその加工品 （獣鳥類の肉及び内臓、その他の食肉製品）	0			
アイスクリーム類、氷菓（ソフトクリーム）	0			
穀類及びその加工品（生めん、ゆでめん）	8		1	1
野菜類及びその加工品（包装豆腐、その他の豆腐等）	14			
菓子類（生菓子、油菓子）	7		1	
冷凍食品	3			
清涼飲料水	0			
おもちゃ	0			
合計	82		5	1

*①：食品衛生法規格基準

*②：県指導基準

*③：食品表示法(食品表示基準)

不適合項目は一般細菌数、大腸菌群、食品表示基準である。不適合の項目のうち、一般細菌数及び大腸菌群は、食品の取扱いが不適切であることが主たる原因であるため、不適検体の収去先に対し衛生指導を行っている。表示義務違反者に対しては、適正な表示を行うよう改善指導を行っている。

(3) 自主管理体制の強化と衛生教育

食品営業者は施設の衛生管理、清潔な食品の取扱い等管理運営の基準を遵守し、安全な食品を消費者に提供することが重要であることから次のことを実施し、自主管理体制の強化に努めている。

ア 衛生教育

食品衛生知識の普及向上を図るため、宗像・遠賀食品衛生協会と協力して、営業者・従事者等を対象に食中毒予防講習会、食品衛生責任者養成講習会等を開催している。

また、許可不要業種、消費者等に対しての食品衛生講習会も開催している。

衛生教育状況（令和3年度）

実 施 対 象	食品営業者	727名（4回）
	特定給食施設従事者	0名（0回）
	消費者等	0名（0回）
	計	727名（4回）

イ 指導育成

宗像・遠賀食品衛生協会の指導育成に努め、指導員と協力し、巡回指導を実施し自主管理表の点検を推進している。

2 動物関係業務

(1) 狂犬病予防業務

管内の市町、福岡県獣医師会と連携し、犬の狂犬病予防集合注射の実施を支援している。
また、放し飼いの犬等、不適正な飼い方に対する苦情等への対策として捕獲業務の他、巡回指導を日常的に実施し、さらに粕屋保健福祉事務所と協力して計画的に早朝・合同捕獲を行っている。

(2) 動物愛護管理業務

近年は、犬の苦情よりも猫の苦情の方が多く状況にあり、管内市町と協力して、猫の飼い主等に対して適正飼養や地域猫活動についての助言や指導を行っている。平成26年度から始まった福岡県地域猫活動支援事業には、令和3年度は1市1町から5地区の申請があった。

平成25年の動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」）の改正により、犬猫の引取りの拒否ができるようになったため、所有者へ終生飼養や譲渡先を見つけるよう指導助言を行っており、引取り数は年々減少している。

平成22年度に統合設置した福岡県動物愛護推進協議会宗像・遠賀支部は、県知事から委嘱された動物愛護推進員と共に、動物の愛護と適正飼養等の普及啓発活動を実施している。

令和3年度は、宗像合同庁舎ロビーで動物愛護と適正飼養等の普及啓発活動を実施した。
また、動物愛護管理法の遵守の徹底を図るため、第一種動物取扱業者の登録、監視指導を行っている。

【狂犬病予防及び動物愛護管理関係】

(令和4年3月31日現在)

	中間市	宗像市	福津市	芦屋町	水巻町	岡垣町	遠賀町	合計
畜犬登録	1,985	5,359	3,471	628	1,399	1,526	1,176	15,544
狂犬病予防注射頭数	1,105	3,854	2,788	291	797	896	721	10,452
捕獲頭数	6	10	4	0	1	1	1	23
返還頭数*1	4	8	3	0	1	1	0	17
咬傷犬	3	4	5	0	3	1	0	16
被咬傷者数	3	4	4	0	1	1	0	13
引取り成犬	5	6	4	3	2	1	0	21
引取り子犬	0	0	0	8	0	0	0	8
引取り成猫	18	0	0	0	9	0	0	27
引取り子猫	6	0	5	0	30	0	4	45
負傷成犬	1	0	0	1	0	0	0	2
負傷成猫	0	5	1	1	0	1	1	9
負傷子猫	1	7	1	1	1	2	0	13
返還頭数*2	3	5	5	1	2	1	0	17

犬猫引取数は、飼主依頼、所有者不明依頼を合算したもの

*1 狂犬病予防法に基づき抑留された犬の返還頭数

*2 動物愛護管理法に基づき所有者に返還した犬猫の頭数

* 負傷子犬はなし

【第一種動物取扱業登録件数】

(令和4年3月31日現在)

	中間市	宗像市	福津市	芦屋町	水巻町	岡垣町	遠賀町	合計
販売	9	27	15	4	3	6	8	72
保管	14	16	16	4	7	3	4	64
貸出	1	1	2	0	0	0	0	4
訓練	2	7	4	0	1	0	0	14
展示	2	4	5	0	0	3	0	14
譲受飼養	1	0	0	0	0	1	0	2

3 生活衛生業務

環境営業六法（理容師法・美容師法・クリーニング業法・旅館業法・公衆浴場法・興行場法）、化製場等に関する法律、建築物の衛生的環境の確保に関する法律、墓地、埋葬等に関する法律等に基づき、各施設の許認可等や監視指導業務を行っている。

(1) 環境衛生営業関係施設

環境営業六法関係等の施設については、清潔で衛生的な構造施設の確保と衛生措置について定期的に監視指導を行っている。

【環境衛生営業関係施設数】

(令和4年3月31日現在)

区分	興行場	公衆浴場		理容所	美容所	クリーニング所		旅館	遊泳用プール	火葬場
		普通	その他			洗濯	取次所			
中間市	17	0	1	46	85	7	12	2	0	0
宗像市	1	0	13	64	165	7	23	39	6	2
福津市	11	0	2	41	120	6	17	13	0	0
芦屋町	2	0	4	16	22	1	3	5	1	0
水巻町	0	0	1	24	41	3	7	2	3	0
岡垣町	1	0	3	20	57	2	6	7	0	0
遠賀町	0	0	3	14	39	2	9	10	1	1
計	32	0	27	225	529	28	77	78	11	3

(2) 建築物における衛生的環境の確保

ビル管理関係については、建築物の衛生的環境等の適正な維持管理を図るため、知事登録業者や特定建築物の監視指導を行っている。

【特定建築物施設数】

(令和4年3月31日現在)

区分	興行場	百貨店	店舗	事務所	学校	旅館	その他	計
中間市	0	2	2	1	0	0	2	7
宗像市	0	6	4	3	2	3	3	21
福津市	0	2	2	2	0	0	3	9
芦屋町	1	0	0	2	0	1	1	5
水巻町	0	3	3	1	0	0	2	9
岡垣町	1	1	1	1	0	0	0	4
遠賀町	0	2	0	0	0	0	0	2
計	2	16	12	10	2	4	11	57

【建築物環境衛生に係る知事登録営業所数】

(令和4年3月31日現在)

登録業種	件数
建築物清掃業	3
建築物飲料水貯水槽清掃業	5
建築物ねずみ昆虫等防除業	2
建築物排水管清掃業	1
計	11

4 水道業務

水道法に基づき、遠賀郡内の専用水道及び簡易専用水道の認可・届出の受理及び安全な飲料水の確保のために水道施設等の適正な維持管理を推進することを目的とした監視指導等を行っている。

なお、市区域については平成25年4月1日に権限移譲された。

【各種水道の普及状況】 (令和4年3月31日現在)

	専用水道	簡易専用水道	合計
芦屋町	1	11	12
水巻町	3	18	21
岡垣町	1	21	22
遠賀町	0	18	18
計	5	68	73

5 結核対策事業

結核は、医学の進歩や適切な予防対策の普及により、国内や県内の結核患者数（罹患率）は減少傾向にあるが、国内においては、いまだに年間約1万2千人以上の患者が発生しており、我が国の重大な感染症である。

近年の特徴としては、結核患者の高齢化が進んでおり、令和2年の全国の新登録結核患者のうち65歳以上の患者が占める割合は6割を超えている状況であり、当所管内においては8割以上を占めている。また患者の高齢化に伴う複雑な合併症を持つ結核患者への医療の提供、外国出生者の新登録結核患者数の増加や、超多剤耐性結核菌の出現等、結核対策の課題は多様化している状況にある。

このようななか、健康診断を確実に実施し、結核患者や感染者の早期発見・二次感染防止に努めるとともに、全結核患者に対し、個別毎に服薬支援計画を作成し、DOTS（直接服薬確認療法）を完全に実施するなど、治療完遂に向けた細やかな支援策が求められる。

(1) 年次別結核発生状況

区 分	年	人 口 (各年10月1日現在)	新規登録者		結核登録者	
			登録者数	罹患率	登録者数	登録率
全 国	30	126,443,000	15,590	12.3	37,134	29.4
	R1	126,167,000	14,460	11.5	34,523	27.4
	R2	126,226,568	12,739	10.1	31,551	25.0
福 岡 県	30	5,111,494	594	11.6	1,506	29.5
	R1	5,110,113	614	12.0	1,416	27.7
	R2	5,122,894	512	10.0	1,298	25.3
宗像・遠賀地区	30	292,495	36	12.3	70	23.9
	R1	292,930	27	9.2	69	23.6
	R2	295,879	24	8.1	68	23.0
中間市	30	40,515	12	29.6	21	51.8
	R1	40,003	7	17.5	16	40.0
	R2	40,362	4	9.9	15	37.2
宗像市	30	96,941	7	7.2	17	17.5
	R1	96,886	10	10.3	20	20.6
	R2	97,095	10	10.3	20	20.6
福津市	30	63,129	7	11.1	12	19.0
	R1	64,763	5	7.7	12	18.5
	R2	67,033	3	4.5	15	22.4
芦屋町	30	13,706	2	14.6	3	21.9
	R1	13,547	2	14.8	3	22.1
	R2	13,545	0	0.0	3	22.1
水巻町	30	28,409	2	7.0	4	14.1
	R1	28,002	1	3.6	4	14.3
	R2	28,114	5	17.8	7	24.9
岡垣町	30	31,035	6	19.3	9	29.0
	R1	30,929	2	6.5	11	35.6
	R2	31,007	1	3.2	7	22.6
遠賀町	30	18,760	0	0.0	4	21.3
	R1	18,800	0	0.0	3	16.0
	R2	18,723	1	5.3	1	5.3

注) 罹患率=新登録患者数/人口×10万人、登録率=結核患者登録者数/人口×10万人

(2) 結核医療

「感染症の診査に関する協議会（結核の診査に関する専門部会）」を月2回開催し、結核の患者に対する就業制限、入院勧告及び入院期間の延長並びに結核医療の公費負担に関する必要な事項を審議している。併せて、結核医療公費負担申請に係る事務等を行っている。

(3) 管理検診及び接触者健康診断実施状況

発生届受理後積極的疫学調査を行い、結核に感染した疑いのある者に対して、感染や発病を調べるための健康診断を行っている。

また、治療を終了した結核患者や治療中断による病状不明者を対象に、一定期間管理健診等により病状を把握し、結核の再発防止に取り組んでいる。

実施状況（令和3年度）

	接触者健康診断	管理検診
受診者数（延べ）	61	9

(4) 結核患者訪問・電話相談

保健師等が、訪問や電話により治療継続のための相談や支援を行っている。

実施状況（令和3年度）

区分	訪問	面接*	電話
延件数	7	32	288

* 来所相談を含む

(5) 結核対策特別促進事業

ア 結核患者服薬支援事業（DOTS）

結核患者を完全治癒に導き、もって結核のまん延の防止や多剤耐性結核の発生の防止を目的として、医療機関等と連携を図り服薬支援を行っている。

イ 一般普及啓発事業

結核患者の治療等に関わる可能性のある病院や管内市町村等の職員や住民へのパンフレット配布による啓発や出前講座等の普及啓発事業を実施している。

ウ 地域保健従事者への普及啓発事業

管内市町及び管内の地域保健従事者を対象に、地域保健事業において適切な感染防止対策がとれることを目的に、結核等に関する研修会を実施している。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、研修会は実施しなかった。

(6) 研修会

結核に関する研修会を実施している。

実施状況（令和3年度）

実施回数	1回
対象	結核患者が入所していた介護施設関係機関職員他
受講者数	10人

*新型コロナウイルス感染拡大防止のため、規模を縮小して実施した。

6 感染症対策事業

感染症法に基づき感染症の発生の予防やまん延防止のため、取組や事業を行っている。

(1) 感染症発生時対応

感染症発生届受理後は、患者や患者家族等に対して感染症の原因究明やまん延防止のため積極的疫学調査を行うとともに、必要に応じ健康診断を実施している。

○年次別感染症発生状況

区分	1類	2類 (結核除く)	指定感染症 (R3.2.13から 「新型コロナウイルス エンザ等感染症」に変更)	3類	4類	5類(全数把握疾患)
31年度	0	0	新型コロナウイルス 感染症(3)	14 腸管出血性大腸菌感 染症(14)	9 レジオネラ症(7) A型肝炎(1) E型肝炎(1)	63 アメーバ赤痢(1) カルバペネム耐性腸内細菌感染症(1) 梅毒(4)百日咳(53)風しん(4)
R2年度	0	0	新型コロナウイルス 感染症(742)	8 腸管出血性大腸菌感 染症(8)	3 レジオネラ症(2) A型肝炎(1)	18 アメーバ赤痢(3) カルバペネム耐性腸内細菌感染症(1) 侵襲性インフルエンザ菌感染症(1) 水痘(入院例)(1) 梅毒(10)百日咳(2)
R3年度	0	0	新型コロナ ウイルス感 染症(13135)	11 腸管出血性大腸菌感 染症(11)	2 レジオネラ症(2)	7 カルバペネム耐性腸内細菌感染症(1) 劇症型溶血性レンサ球菌感染症(1) 梅毒(5)

() 内は件数

(2) 感染症予防啓発事業

ア 実地指導

医療機関や介護施設を巡回し、施設の感染症対策実施状況の確認と指導を行っている。

イ 研修会

関係機関、施設等の要望に応じて、感染症対策の研修会を行っている。

実施状況(令和3年度)

実施回数	1回
対 象	地域保健従事者(保健師、管理栄養士、助産師)
参加者数	11名

ウ 各種感染症の情報提供

インフルエンザ、感染性胃腸炎等各種感染症の情報について、注意喚起を目的に適宜、市町及び医療機関等に情報提供を行っている。

(3) 感染症発生動向調査事業

感染症の発生状況を把握するため、感染症発生届を受理した場合、感染症発生動向調査システムに届出内容の入力を行い、福岡県感染症情報センター(福岡県保健環境研究所)において収集・分析を行っている。

また、必要に応じ、医療機関から受領した検体を福岡県保健環境研究所において分析し、病原体の分離等の検査情報を医療関係者等に提供している。

(4) インフルエンザ様疾患発生報告事業

インフルエンザの発生状況の把握に資する情報として、学校等からインフルエンザ様疾患による休校、学年閉鎖等の情報を収集し県に報告、県が公表を行っている。

(5) 特定感染症(エイズ及び性感染症)予防事業

感染者の早期発見・早期治療を目的にエイズと性感染症の相談及び無料検査を実施するとともに、感染予防の啓発を行っている。

ア 特定感染症相談・検査件数

区分	相談件数	検査件数			
		H I V	性感染症		
			梅毒	性器クラミジア	淋菌
令和元年度	115	85	87	81	79
令和2年度	8.1	16	16	16	16
令和3年度	6.1	14	12	10	10

注) 令和2年度および3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、受診者数制限を行った。また、緊急事態宣言中は中止した。

イ HIV予防普及啓発事業

① HIV検査普及週間(令和3年6月1日～6月7日)

- ・ 定例時間外等の検査は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施を中止した。
- ・ 庁舎内でポスターを掲示した。

② 世界エイズデー(12月1日)に向けた取組

- ・ 定例時間外等の検査は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施を中止した。
- ・ 定例の特定感染症検査時間を延長して平日に検査を実施した。
- ・ 庁舎内でポスター等の展示やパンフレットの配布を行った。

(6) 予防接種事業

予防接種法に基づき、管内市町等への情報提供、調査、相談等を行い、定期予防接種の適切な実施の推進に努めている。

新型コロナウイルスワクチン接種についても、医療機関から厚生労働省へ提出された予防接種副反応疑い報告を管内市町へ情報提供している。

(7) 新型インフルエンザ等対策

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成25年4月13日施行)及び福岡県新型インフルエンザ等対策行動計画(平成25年9月改定)に基づき、関係機関と連携し、有事の対応を行っている。また新型コロナウイルス感染症等の患者発生を想定した訓練及び新型インフルエンザ等に関する連絡会議を例年実施している。

ア 地域新型インフルエンザ等対策連絡会議

参加機関：医師会、医療機関、保健所

実施日：令和3年11月25日(木)

開催方法：Web開催

内容：①地域における新型コロナウイルス感染症対策について

②災害時の新型コロナウイルス感染防止の取組

イ 地域新型インフルエンザ等対策実施訓練

令和3年度は、新型インフルエンザ等発生に備えたエアータント設置訓練を実施した。

実施日：令和3年11月15日(月)

ウ 新型コロナウイルス感染症対策について

令和元年12月に中国武漢市で肺炎患者の集団発生が報告され、日本では令和2年1月に「指定感染症」に指定された。また、令和3年2月には「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に位置付けられた。当所では、以下の役割を担い、地域での感染拡大防止

に取り組んだ。

1) 相談センター・受診調整

住民や高齢者施設等からの相談に応じ、検査や診察が必要な人には受診調整を行った。

2) 積極的疫学調査・健康フォローアップ

①積極的疫学調査

陽性者の病状の把握を行い、入院、宿泊療養等療養場所の調整を行った。また、自宅療養者には、必要時パルスオキシメーターの貸し出しを行い、自宅療養支援を行った。また濃厚接触者の把握を行い感染防止の指導を行った。

②健康フォローアップ

陽性者や濃厚接触者の健康観察を実施し、必要時、受診や入院調整を行った。

3) 感染予防対策・クラスター対策

高齢者施設や病院等患者クラスター（集団）が発生する恐れがある場合には、関係する接触者や施設に対し、施設内感染対策の指導等を行った。

4) 関係機関との連携

感染症による重症化予防や感染拡大を防止するためには、患者のプライバシーに配慮しながら、正確な調査及び隔離、療養等の対応が望まれるため、医療機関や市町等、関係機関と連携し、対応している。また、災害発生時に自宅療養者や濃厚接触者がスムーズに避難できることを目的として、市町と情報伝達訓練を実施した。

実施日：令和3年7月8日（木）

V 社会福祉

1 児童福祉業務

児童の健全な育成を図るため、児童福祉の普及啓発及び地域の子育て支援に努めている。

(1) 保育所関係事務

認可保育所の適切な運営、施設の充実、保育内容の向上、入所児童の適正な保育が行われるよう指導支援している。

届出保育施設等については、開設希望者への指導監督基準の説明・指導、運営状況報告の受理を行っている。

設置状況 (令和4年4月1日現在)

	認可保育所			幼保連携型 認定こども園			届出 保育 施設 等
	公立	私立	計	公立	私立	計	
中間市	1	4	5	0	1	1	1
宗像市	0	15	15	0	1	1	9
福津市	1	10	11	0	0	0	26
芦屋町	1	3	4	0	0	0	1
水巻町	1	4	5	0	2	2	3
岡垣町	1	2	3	0	1	1	5
遠賀町	0	3	3	0	0	0	3
計	5	41	46	0	5	5	48

(2) 児童扶養手当遺棄証明事務

父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭が、児童扶養手当の申請を行う時に「児童扶養手当の遺棄の認定基準」に基づき実態調査の上、証明書を発行している。

(3) 母子生活支援施設・助産施設関係事務

生活上の問題を抱え、子供の養育が十分にできない母子世帯の自立を支援するため、母子生活支援施設へ入所措置している。

また、健康管理上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない町在住の妊産婦を助産施設に入所措置している。

(4) 家庭児童相談業務

子ども家庭への相談支援及び町への支援のワンストップ化を図るため、令和4年4月1日から、家庭児童相談業務は宗像児童相談所へ統合されることとなった。

家庭児童相談延件数 (令和3年度)

区分	性格・ 生活 習慣等	知能・ 言語	学校 生活等	非行	家族 関係	環境 福祉	心身 障がい	その他	合計
件数	1	0	47	0	21	11	2	3	85

2 母子・父子・寡婦福祉及び婦人相談業務

(1) 母子・父子・寡婦福祉業務

母子・父子・寡婦世帯の経済的自立とその児童の健全育成を図るため、生活相談に応じ、母子父子寡婦福祉資金の貸付業務を行っている。

また、母子・父子家庭の母及び父に対し、就労支援として自立支援給付金事業を行っている。

○ 相談件数

(令和3年度)

生活一般									児童						合計
住宅	医療	家庭紛争	就労	結婚	養育費	借金	その他	小計	養育	教育	非行	就職	その他	小計	
35	17	163	194	0	5	3	1	418	56	21 (1)	0	1	1	79 (1)	
生活援護									その他						
母子福祉資金	寡婦福祉資金	公的年金等	児童扶養手当	生活保護	税	その他	小計	売店設置	たばこ販売	母子世帯向住宅	母子福祉施設	生活支援施設	小計		
1,345 (4)	17	6	4 (1)	29	1	199 (1)	1,601 (6)	0	0	0	0	45	45	2,143 (7)	

() 内は父子の相談件数(再掲)

(2) 婦人相談業務

家族内の諸問題、離婚、住居、借金など様々な問題を抱える女性からの相談に応じ、関係機関と連携を図りながら自立に向けた支援に努めている。近年、社会情勢の変化に伴い相談対象者の範囲も拡大してきたが、内容の性質上問題が表面化しにくい面もある。また、家庭内の諸問題や取り巻く環境も複雑化し、様々な要素が絡んだ相談内容となっている。

○ 相談件数

(令和3年度)

人間関係													その他							合計		
夫等			子ども			親族			その他				住居問題	帰任先なし	経済関係	医療関係	不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係		5条違反(売春防止法)	
夫等の暴力	酒乱・薬物中毒	離婚問題	その他	子どもの暴力	養育不能	その他	親の暴力	その他の親族の暴力	その他	家庭不和	その他の者の暴力	男女問題										その他
59	0	1	0	0	0	0	4	1	0	0	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	70

3 介護保険業務

(1) 介護サービス事業所指定等事務

介護サービス事業所の指定（事前協議、申請書受付、書類審査及び現地調査等）、変更等に係る事務を行っている。

届出申請件数（令和3年度）

新規指定審査	27件
変更届出審査	231件
休止届出審査	0件
廃止届出審査	8件
介護給付費に関する審査	180件

(2) 介護サービス事業所指定更新事務

介護保険制度の改正に伴い事業者規制の見直しの観点から、6年毎の指定の更新制が導入され、更新事務（申請書受付・進達）を行っている。

届出申請件数（令和3年度）

指定更新審査	22件
--------	-----

(3) 業務管理体制に関する進達事務

適切な事業運営のため、法令遵守責任者等を定める業務管理体制の届出に関する進達業務を行っている。

届出申請件数（令和3年度）

業務管理体制届・変更届出進達	27件
----------------	-----

(4) 介護保険施設サービス指定等進達事務

進達件数（令和3年度）

開設許可事項変更届	1件
新規指定	0件
指定更新	3件
変更届	39件
介護給付費に関する届出	23件

(5) 福岡県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込要領の配布事務

受験希望者に受験申込要領を配布している。

令和3年度 30部

（別途 本庁舎において50部）

(6) 主治医研修

医師会が主催する、介護認定の主治医意見書に係る研修に対し、講師として職員を派遣している。

令和3年度の講師派遣はなかった。

4 高齢者福祉業務

当所管内における高齢化は確実に進行しているが、市町において効率的な在宅福祉、施設福祉の総合的なサービスが提供されている。

また、老人の日事業として満100歳を迎える高齢者への記念品贈呈を行っており、対象者は年々増加し、令和3年度の対象者は129名であった。

高齢者の参加による「福岡県ねんりんスポーツ・文化祭」の「スポーツ・文化交流大会（県大会）」及び「地区大会（市町村大会）」を市町の協力により開催した。

管内の高齢者人口

当所管内における65歳以上の高齢者人口は次のとおり。

福岡県高齢者人口等に関する調査 (令和3年10月1日現在)

市町名	総人口(人)	65歳以上の人口(人)	高齢化率(%)
中間市	40,481	15,458	38.2
宗像市	97,053	29,100	30.0
福津市	67,724	18,792	27.7
芦屋町	13,500	4,371	32.4
水巻町	27,893	9,237	33.1
岡垣町	31,598	10,564	33.4
遠賀町	19,238	6,571	34.2
合計	297,487	94,093	31.6
県計	5,111,991	1,420,634	27.8

(注) 県計には政令市、中核市を含む

5 障がい福祉業務

(1) 特別障害者手当等の支給事務

特別障害者手当等は、在宅の重度障がい者(児)に対する所得保障の一環として、重度の障がいのため必要となる精神的、物質的な負担の軽減の一助として支給するものであり、昭和61年4月から実施されている。

なお、管内の市については福祉事務所を設置しており、市が手当の給付を行っている。当所が給付を行っているのは次のとおりである。

令和3年度 特別障害者手当等の支給状況

手当名	区分	受給者数(名)					支給額(円)
		芦屋町	水巻町	岡垣町	遠賀町	計	
特別障害者手当		9	25	28	13	75	24,085,920
障害児福祉手当		10	13	17	17	57	9,969,600
福祉手当		1	0	1	1	3	535,680

(2) 自立支援医療(育成医療・更生医療)の医療機関指定等事務

郡部に所在する自立支援医療に係る医療機関、医師の指定等に関し、障がい者更生相談所への進達を行っている。(精神通院医療は県庁障がい福祉課へ直接申請)

進達件数(令和3年度)

医療機関	13件
医師	4件

(3) 腎臓疾患患者福祉給付金の支給事務

身体障害者手帳の交付を受けている者で、就労等の理由により、夜間(午後5時以降)に人工透析を1か月5回以上受けている腎臓疾患患者に対し、通院距離・費用に応じて交通費を助成している(月額2,000円)。

令和3年度 腎臓疾患患者福祉給付金の支給状況

	中間市		宗像市		福津市		計(A)	
	人数	月数	人数	月数	人数	月数	人数	月数
前期	0	0	0	0	0	0	0	0
後期	0	0	1	6	0	0	1	6
計	0	0	1	6	0	0	1	6

	芦屋町		水巻町		岡垣町		遠賀町		計 (B)		総計 (A+B)	
	人数	月数	人数	月数	人数	月数	人数	月数	人数	月数	人数	月数
前期	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
後期	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6

(4) スポーツ大会への参加促進

福岡県障がい者スポーツ大会は、令和3年5月1日（土）、9日（日）、15日（土）に久留米陸上競技場や博多の森陸上競技場等で実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となった。

(5) 市及び町に対する指導・支援

障害者総合支援法に係る自立支援給付支給業務等が適正かつ円滑に行われるよう、市及び町に出向き事務指導を行っている。

実施状況（令和3年度）

令和3年11月 4日（木） 福津市
11月 9日（火） 中間市
11月12日（金） 水巻町
11月17日（水） 芦屋町

(6) 障がい福祉サービス事業所指定等事務

障がい福祉サービス事業所の指定（事前協議、申請書受付、書類審査及び現地調査等）、変更等に係る事務を行っている。

申請件数（令和3年度）

新規指定審査 15件
変更届出審査 290件
変更指定審査 3件
休止届出審査 1件
廃止届出審査 7件
再開届出審査 1件

(7) 障がい福祉サービス事業所指定更新事務

障がい福祉サービス事業所の指定更新事務を6年毎に行っている。

申請件数（令和3年度）

指定更新審査 14件

(8) ふくおか・まごころ駐車場の利用証発行事務

車の乗り降りや移動に配慮の必要な方が、公共施設、店舗等の障がい者用の駐車場に車をとめ、安全かつ安心して施設を利用できるように支援する制度で、希望する対象者に利用証を交付している。

申請件数（令和3年度）

利用証交付 320件（分庁舎による交付件数）

*本庁舎（総務企画課企画指導係）においても交付事務を行っている。

（利用証交付 297件）

VI 生活保護

1 生活保護業務

生活保護法の規定に基づき次の業務を行っている。

- ①生活保護の決定及び実施に関する業務
保護の開始・変更・停止・廃止などの決定、実施及びそれらに必要な調査を行う。
- ②被保護者の自立助長のための相談、助言等の援助業務
定期的に家庭訪問を行い、被保護者の自立に向けて必要な助言や指導を行う。

(1) 管内の概況

遠賀郡は、芦屋・水巻・岡垣・遠賀の四町からなっており、生活保護事務を29名のケースワーカーが担当している。

管内の保護率は、石炭産業の衰退や米軍基地の芦屋町撤退に伴い、昭和44年に12.12%のピークに達したが、その後、産炭地振興の諸施策等が積極的に取り組まれ、その結果年々減少し、昭和57年度は6.92%となった。昭和58、59年度に微増したが、昭和60年度からは、年金制度をはじめとする社会保障制度の充実と生活保護適正化の取組等により保護率は著しい減少を示し、平成12年度には保護率2.34%まで減少した。

その後、バブル崩壊後の景気低迷等により漸増傾向へ転じた後、景気回復により平成20年度前半まで横ばい状況で推移した。平成20年9月のリーマンショックに端を発した不況・雇用不安により増加に転じたが、令和4年3月の管内の状況については、被保護世帯数1,868世帯、被保護人員2,504人、保護率2.74%とやや落ち着きを見せつつある。なお、管内保護率は、全国保護率(1.62%：令和4年2月)より高く、県内郡部(保護率3.02%・令和3年2月)より低くなっている。

また、世帯類型別では社会の高齢化を受けて「高齢者世帯」が全体の57.5%を占めている。

(2) 管内各町の状況 (令和3年度)

町名	人口 (人)	被保護 世帯	被保護 人員	保護率 (%)	申請 件数	取下 件数	却下 件数	開始		廃止	
								世帯数	人員	世帯数	人員
芦屋町	13,545	332	436	3.43	29	8	4	17	20	31	36
水巻町	28,114	888	1,200	4.54	83	10	8	67	92	79	105
岡垣町	31,007	450	580	1.90	57	6	10	41	50	40	56
遠賀町	18,723	208	309	1.59	31	5	4	23	28	17	22
計	91,389	1,878	2,525	2.76%	203	29	26	148	190	167	219

①人口は、当該前年度の前年10月末の住民基本台帳の数字である。

②被保護世帯数、人員、保護率は、年度の平均であり、四捨五入処理した。

(3) 管内被保護世帯数及び被保護者数の推移

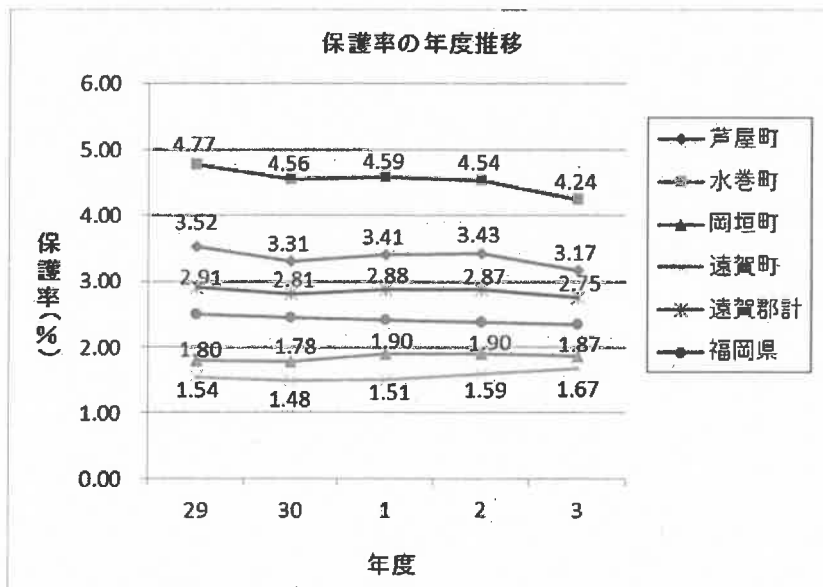
年度	人口 (人)	被保護世帯数 (平均)	被保護人員 (平均)	保護率 (%)	申請 件数	却下 件数	開始		廃止	
							世帯数	人員	世帯数	人員
29	93,165	1,949	2,727	2.91	167	15	127	193	187	245
30	92,632	1,889	2,604	2.81	197	15	143	219	174	232
1	91,910	1,904	2,617	2.85	221	26	168	261	127	166
2	91,278	1,913	2,623	2.87	190	19	143	203	190	237
3	91,389	1,878	2,525	2.76	203	26	148	190	167	219

①各年度の人口は、当該年度の前年10月末現在の住民基本台帳の数字である。

②被保護世帯数、被保護者数、保護率は、年度の平均である。

③申請、却下、開始、廃止の件数は、延べ数である。

(4) 各町別保護率の推移



(単位%)

年度	芦屋町	水巻町	岡垣町	遠賀町	遠賀郡計	福岡県
29	3.52	4.77	1.80	1.54	2.91	2.49
30	3.31	4.56	1.78	1.48	2.81	2.45
1	3.41	4.59	1.90	1.51	2.88	2.41
2	3.43	4.54	1.90	1.59	2.87	2.38
3	3.17	4.24	1.87	1.67	2.75	2.34

(5) 世帯類型別被保護世帯数の推移 (福祉行政報告例による)

世帯類型	高齢者世帯		母子世帯		障害者世帯		傷病者世帯		その他の世帯		合計	
	世帯数	割合 (%)	世帯数	割合 (%)	世帯数	割合 (%)	世帯数	割合 (%)	世帯数	割合 (%)	世帯数	割合 (%)
平成30年3月	1,058	55.3	140	7.3	168	8.8	252	13.1	296	15.5	1,914	100
平成31年3月	1,056	56.1	131	7.0	185	9.8	230	12.2	281	14.9	1,883	100
令和2年3月	1,120	57.1	132	6.8	190	9.9	215	11.1	29	15.1	1,930	100
令和3年3月	1,076	57.0	126	6.7	181	9.6	198	10.5	306	16.2	1,887	100
令和4年3月	1,069	57.5	108	5.8	172	9.2	197	10.6	314	16.9	1,860	100

(6) 開始・廃止の理由別件数 (福祉行政報告例による)

ア 開始理由

開始理由	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
世帯主の傷病	36	38	35	27	34
世帯員の傷病	3	0	5	2	2
働き手の死亡・離別・不在	7	6	11	7	2
稼働による収入の減少・喪失	5	18	16	29	21
年金・仕送り等の減少・喪失	42	45	50	43	52
保護世帯からの分離	9	6	9	15	11
その他	14	19	16	14	19
他管内からの転入	11	11	26	6	7
計	127	143	168	143	148

イ 廃止理由

廃止理由	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
世帯主の傷病治癒	0	1	0	0	0
世帯員の傷病治癒	0	0	0	0	0
死亡・失踪	84	85	67	89	83
稼働による収入の増加・取得	13	18	9	17	19
年金・仕送り等の増加・取得	8	6	7	5	10
その他	54	50	35	54	45
他管内への転出	28	14	9	25	10
計	187	174	127	190	167

【参 考】 ～生活保護制度の概要～

1 生活保護制度の目的～最低限度の生活の保障と自立助長

私たちの一生の間には、一生懸命働いても生活ができない時や、病気や事故、その様々な事情のため生活が苦しくなって、どうにもならなくなるときがある。

このような時に、日本国憲法第25条に基づき、その困窮の程度に応じて国が最低限度の生活を保障するとともに、一日も早く自分たちの力で生活していけるように手助けをすることを目的とした制度である。

2 生活保護を受ける前に

生活保護を受ける前に、まずは働く能力の活用、資産の活用、他法の活用、扶養義務者からの援助の要請等の努力をする必要がある。

これらの努力をしてもなお最低限度の生活維持ができない時に、はじめて生活保護の援助を受けられることになる。

3 保護が決まるまで

生活保護は世帯を単位として決定するため、一緒に生活している世帯全員の収入と国が定めた最低生活費(※)とを比べた上で決定される。

また、保護を受けられるかどうかは、申請した日から原則として14日以内(調査などに時間がかかる場合は30日以内)に決定して通知する。

(※)最低生活費とは … 世帯員の食費・衣類などの生活費、家賃などの住宅費、義務教育に必要な教育費、医療費、介護費を合わせたもの

- (1) 相談 … 生活に困って保護のことを知りたい場合は、民生委員・町村役場・保健福祉環境事務所に相談する。
- (2) 申請 … 町村役場又は保健福祉環境事務所で、保護申請に必要な書類を受け取って、必要事項を記入して提出する。
- (3) 調査 … 申請があると、保健福祉環境事務所の担当職員が申請者の家庭などを訪問して、生活に困っている状況や保護の要件が満たされているかどうかを調査する。
- (4) 決定 … 調査に基づき、国が定めた基準をもとに計算した世帯の最低生活費と収入とを比べて、保護が必要かどうか決定する。
- (5) 通知 … 保護を受けられる場合 → 保護開始決定通知書が交付される。
保護を受けられない場合 → 保護却下決定通知書が交付される。

4 保護の種類

- 生活扶助 … 衣食、電気、ガス、水道などの日常の生活のための費用
- 住宅扶助 … 家賃、地代や住宅の補修などの費用
- 教育扶助 … 学用品、教材費、給食費、学級費などの義務教育の費用
- 医療扶助 … 病気やけがの治療のため、医者にかかる費用
- 介護扶助 … 高齢者等の方が介護サービスを受けるためにかかる費用
- 出産扶助 … お産をするための費用
- 生業扶助 … 仕事につくための費用、技能や技術を身につけるための費用、高等学校等における就学費用
- 葬祭扶助 … 葬祭の費用

5 自立支援プログラム～自立助長への取り組み

ケースワーカーが行なう助言・指導・援助のほか、保護受給者一人一人の状況に即した自立を支援するため、民間事業者のノウハウを活用した次の事業に取り組んでいる。

(1) 福岡県被保護者就労支援事業

就労可能な者に対し、職業カウンセラーがカウンセリングや就職斡旋等の就労支援を行なっている。

(2) 長期入院患者社会復帰促進事業

病状的に退院が可能であるにもかかわらず、家族の受け入れが困難等の理由により長期に入院を余儀なくされている者について、コーディネーターアドバイザー（長期入院患者社会復帰支援員）が、医療機関や受け入れ可能な施設との調整等を行い、退院を支援している。

(3) 多重債務者生活再建支援プログラム

多重債務を抱える被保護者に対し、弁護士・司法書士を紹介して債務整理を行なわせることにより、生活再建を支援（併せて保護費が借金返済に当てられることを防止）している。

6 不正な行為をしたとき

事実と違った申請をしたり、収入の申告をしなかったりなど、不正な方法で保護を受けた場合は、不正受給として、受けた保護費（医療扶助費を含む）が徴収され、さらに刑法により処罰されることがある。

7 保護受給中に減額、免除されるもの

- ・ 国民年金の保険料
- ・ 町村・県民税
- ・ 保育園の保育料
- ・ NHKの受信料
- ・ 固定資産税

VII 環境保全

1 脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会の構築業務

福岡県環境総合基本計画に基づき、脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会の構築を重要な課題と位置付け、地域内の各主体が協働してそれぞれの役割を果たしていくこと、地域活動を担う人材を育成することを目的として、関係行政機関やNPO法人等で組織した宗像・遠賀・粕屋地域環境協議会を設置し、事業を実施している。

宗像・遠賀・粕屋地域環境協議会構成機関

NPO法人等	福岡県地球温暖化防止活動推進員、特定非営利活動法人グリーンシティ福岡、特定非営利活動法人循環生活研究所
管内市町村	中間市、宗像市、古賀市、福津市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町（環境部門と教育部門）
県の機関	福岡農林事務所、八幡農林事務所、福岡県土整備事務所、北九州県土整備事務所、福岡教育事務所、北九州教育事務所、宗像・遠賀保健福祉環境事務所

宗像・遠賀・粕屋地域環境協議会の令和3年度の主な活動内容

環境教育事業、市町村等が行う事業の支援、環境教育担当者の研修等を次のとおり実施した。

区分	実施年月日	実施場所	実施内容	
共通	令和3年6月24日(木)	宗像市	地域環境協議会の開催	
	令和3年6月24日(木)	宗像市	行政職員・教育職員を対象とした研修会	
循環型社会構築(3Rの推進)	令和3年12月18日(土)	福津市	ダンボールコンポスト人材育成	
自然共生社会構築(生物多様性)	令和3年8月8日(日)	福津市	手光	昆虫観察会
	令和3年12月5日(日)	福津市	バイオトープ	カスミカンショウウオ調査保全活動

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために各地域の環境イベントが中止されたことから、低炭素社会構築(地球温暖化防止)に係る啓発事業は実施していない。

2 鳥獣保護業務

(1) 傷病野生鳥獣保護

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律及び福岡県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき、傷病野生鳥獣の保護を実施するとともに、愛鳥週間(5月10～16日)の行事として福岡県猟友会協力の下に「実のなる木」の苗木の配布、日本野鳥の会協力の下に探鳥会*、愛鳥週間啓発ポスター原画募集を行っている。

※令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

令和3年度傷病鳥獣保護に関する対応件数

電話通報件数	うち保護件数
61件	1件

(2) 愛鳥週間啓発ポスター原画募集

令和3年度は、管内の中学校4校から44枚の応募があった。

(3) 高病原性鳥インフルエンザ対策（野鳥サーベイランス調査／死亡野鳥調査）

野鳥の鳥インフルエンザ感染を早期発見し、感染範囲の状況を把握し、家きんや人への感染予防や感染拡大の防止を図るため、渡り鳥が飛来する11月頃から北に戻る翌5月頃までを重点的に死亡野鳥調査を行っている。

令和3年度死亡野鳥調査件数

電話通報件数	うち現地調査件数	うちウイルス検査実施件数
47件	3件	0件

具体的な対応レベル（回収基準）は次のとおりである。

対応レベル	検査優先種1	検査優先種2	検査優先種3	その他の種
対応レベル1 (通常時)	1羽以上	3羽以上	5羽以上	5羽以上
対応レベル2 (国内単発発生時)		2羽以上		
対応レベル3 (国内複数発生時)		1羽以上	3羽以上	
野鳥監視点区域 (発生地周辺)				3羽以上

検査優先種1：マガン、ハクチョウ類、ハヤブサ、カイツブリ、ユリカモメ 等

検査優先種2：マガモ、クマタカ、フクロウ 等

検査優先種3：カワウ、アオサギ、カルガモ、トビ 等

その他の種：カラス、ハト、スズメ等（検査優先種1・2・3以外の鳥類全て）

3 自然公園、温泉業務

(1) 自然公園

管内に所在する玄海国定公園及び大宰府県立自然公園における優れた自然の風景地を保護するため、その開発行為について自然公園法に基づき許可申請や届出の受理、審査、監視指導業務を行っている。

(令和4年3月31日現在)

公園名	面積 (ha)	管内自治体	指定年月日
玄海国定公園	5,870	宗像市、古賀市、福津市、新宮町、久山町、岡垣町	昭和31年6月1日
大宰府県立自然公園	16,568	宇美町、篠栗町、須恵町、久山町	昭和25年5月13日

許可届出件数

(令和3年度)

公園名	許可件数	届出件数	相談件数
玄海国定公園	9	1	39
大宰府県立自然公園	0	0	4

(2) 温泉

管内に所在する温泉の適正利用と保護を目的として、温泉法に基づき掘削や公共利用に係る許可申請や届出の受理、審査、監視指導業務を行っている。

管内自治体別許可状況（令和4年3月31日現在 休止中は除く。）

自治体	源泉数	利用目的	
		浴用	飲用
中間市	1	1	0
宗像市	3	3	0
古賀市	1	1	0
福津市	1	1	0
糟屋郡	宇美町	0	0
	篠栗町	1	0
	志免町	0	0
	須恵町	0	0
	新宮町	1	0
	久山町	1	0
	粕屋町	0	0
遠賀郡	芦屋町	0	0
	水巻町	0	0
	岡垣町	0	0
	遠賀町	2	0
合計	11	11	0

令和3年度許可件数

掘削許可	動力許可	利用許可		可燃性天然ガス対策	
		浴用	飲用	採取許可	濃度確認
0	1	2	0	0	0

4 浄化槽業務

浄化槽は、下水道が未整備の地域において、し尿や生活雑排水を浄化処理するものであり、河川等公共用水域の水質の保全を確保し、生活環境の保全等が図るため、建築基準法及び浄化槽法に基づき、浄化槽の新規設置、浄化槽保守点検業の許可申請や届出の受理、審査、監視指導業務を行っている。

令和3年度自治体別浄化槽関係届出件数

自治体	設置届	変更届	工事完了届	使用開始届	廃止届	
中間市	30	11	17	5	47	
宗像市	8	10	6	5	19	
古賀市	19	15	19	9	52	
福津市	4	2	2	3	53	
糟屋郡	宇美町	14	12	6	4	17
	篠栗町	3	6	5	3	2
	志免町	0	4	0	0	9
	須恵町	14	14	18	5	60
	新宮町	17	19	12	5	63
	久山町	6	10	0	0	7
	粕屋町	2	2	2	0	4
遠賀郡	芦屋町	0	0	0	0	1
	水巻町	10	5	8	1	41
	岡垣町	7	4	5	3	4
	遠賀町	6	8	5	4	45
合計	140	122	105	47	424	

自治体別浄化槽保守点検業登録数（令和4年3月31日現在）

自治体		登録数
中間市		4
宗像市		5
古賀市		14
福津市		8
糟屋郡	宇美町	11
	篠栗町	9
	志免町	5
	須恵町	12
	新宮町	19
	久山町	10
	粕屋町	12
遠賀郡	芦屋町	2
	水巻町	4
	岡垣町	1
	遠賀町	3
合計		119

5 環境保全対策業務

「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「土壌汚染対策法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法（ダイオキシン特措法）」並びに「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例」等に基づき、対象となる事業場の監視指導及び届出の審査、受理等を行っている。

また、公共用水域の水質監視として、水質調査を毎月実施するとともに、管内9海水浴場についても毎年水質調査を行っている。

さらに、光化学オキシダント対策として、緊急時における事業場への排ガス排出抑制の要請をはじめ、健康被害発生状況の把握に努めている。

(1) 公害関係等事業場数 (令和4年3月31日現在)

水質関係 特定事業場	大気関係 特定事業場	ダイオキシン法 特定事業場	P R T R 法 届出事業所 [※]
476	388	10	32

※ 電子申請を除く

(2) 公害関係届出数 (令和3年度受付件数)

土壌汚染対策法	土壌汚染状況調査結果報告	3
	ただし書確認申請	1
	土地利用状況報告	11
	土地の形質変更	86
大気汚染防止法	特定粉じん排出等作業	12

(3) 河川調査の状況と環境基準（BOD）の適合状況 (BOD75%値：mg/l)

河川名	地点名	類型	基準値	令和2年度
				BOD
矢矧川	矢矧橋	C	5	6.5
汐入川	汐入川橋	B	3	2.8
釣川	多礼橋	B	3	1.6
	砂山橋	B	3	1.3
西郷川	浜田橋	B	3	1.5
大根川上流	石ヶ崎橋	A	2	1.9
	大根川橋	A	2	1.0
大根川下流	花鶴橋	B	3	1.8
湊川	湊橋	C	5	2.0
多々良川上流	深井橋	A	2	1.2
	大隈橋	A	2	1.3
須恵川上流	酒殿橋	B	3	1.9
宇美川上流	亀山新橋	B	3	2.3

* BOD：生物化学的酸素要求量

※資料：福岡県公害関係測定結果（令和3年版）

(4) 海水浴場水質調査結果

海水浴場の名称	市町村名	遊泳期間前					遊泳期間中					水域名
		ふん便性大腸菌群数(個/100ml)	油膜の有無	COD(mg/l)	透明度(m)	判定	ふん便性大腸菌群数(個/100ml)	油膜の有無	COD(mg/l)	透明度(m)	判定	
しんぐう新宮	糟屋郡新宮町	不検出	無	1.2	全透	水質AA	不検出	無	2.3	全透	B	筑前海(玄界灘)
ふくま福岡	福津市	不検出	無	1.1	全透	水質AA	不検出	無	1.2	全透	水質AA	筑前海(玄界灘)
みやじはま官地浜	福津市	3	無	1.3	全透	水質A	2	無	1.5	全透	水質A	筑前海(玄界灘)
つやざき津屋崎	福津市	不検出	無	1.0	全透	水質AA	不検出	無	1.9	全透	水質AA	筑前海(玄界灘)
しらいしはま白石浜	福津市	不検出	無	1.1	全透	水質AA	不検出	無	1.0	全透	水質AA	筑前海(玄界灘)
こうのみなと神湊	宗像市	不検出	無	0.8	全透	水質AA	不検出	無	1.0	全透	水質AA	筑前海(玄界灘)
かねざき鐘崎	宗像市	不検出	無	1.0	全透	水質AA	不検出	無	1.3	全透	水質AA	筑前海(玄界灘)
はつ波津	遠賀郡岡垣町	不検出	無	0.9	全透	水質AA	不検出	無	1.1	全透	水質AA	筑前海(響灘)
あしや芦屋	遠賀郡芦屋町	不検出	無	1.1	全透	水質AA	不検出	無	0.9	全透	水質AA	筑前海(響灘)

※白石浜海水浴場については、令和3年度は開設されなかった

(5) 環境関係苦情相談件数

(令和3年度受付件数)

廃棄物	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他
26	11	1	0	0	0	0	1	1

6 廃棄物対策業務

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」に基づき、処理業者等への許可に係る指導、審査を行うとともに、廃棄物適正処理推進のため、排出事業者、処理業者等に対する監視・指導を実施している。併せて、管内市町、警察等関係機関で組織する「廃棄物不法処理防止連絡協議会」を開催し、不法投棄防止対策のための協議及び情報交換を行うとともに、「不法投棄撲滅キャンペーン」等の啓発活動の展開、スカイパトロールや建設リサイクル法パトロール等各種パトロールの実施等、監視体制の強化に努めている。

また、「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」に基づき、使用済自動車の引取・解体業者等の登録・許可に係る指導、審査を行うとともに、使用済自動車の適正処理のため引取・解体業者等に対する監視・指導を実施している。

(1) 産業廃棄物処理業等の設置状況

(令和4年3月31日現在)

区分	(特別管理)産業廃棄物処理業					
	収集運搬業		中間処理業		最終処分業	
	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物	安定型	管理型
事業場数	1,578	169	89	2	1	0

区分	有害使用済機器保管等事業者	一般廃棄物処理施設	PCB保管事業場
事業場数	1	32	38

(2) 自動車リサイクル法関係登録・許可状況

(令和4年3月31日現在)

引取業登録件数	フロン類回収業登録件数	解体業許可件数	破砕業許可件数
116	52	27	6

VIII 衛生の指標

1 人口の概況

令和4年4月1日現在、管内の総人口は29万4千835人、
また、世帯数は12万4千059世帯である。

(令和4年4月1日現在)

	人 口 (人)			世 帯 (世帯)	1世帯当 りの人員	面 積 (km ²)
	男	女	総数			
中間市	18,550 (47.1%)	20,796 (52.9%)	39,346	17,222	2.28	15.96
宗像市	46,147 (47.6%)	50,760 (52.4%)	96,907	41,671	2.33	119.94
福津市	31,735 (46.6%)	36,315 (53.4%)	68,050	27,346	2.49	52.76
芦屋町	6,281 (48.4%)	6,695 (51.6%)	12,976	5,349	2.43	11.58
水巻町	13,044 (46.7%)	14,864 (53.3%)	27,908	12,473	2.24	11.01
岡垣町	14,476 (46.7%)	16,510 (53.3%)	30,986	12,295	2.52	48.64
遠賀町	8,756 (46.9%)	9,906 (53.1%)	18,662	7,703	2.42	22.15
管内	138,989 (47.1%)	155,846 (52.9%)	294,835	124,059	2.38	282.04

資料：「福岡県 人口移動調査」

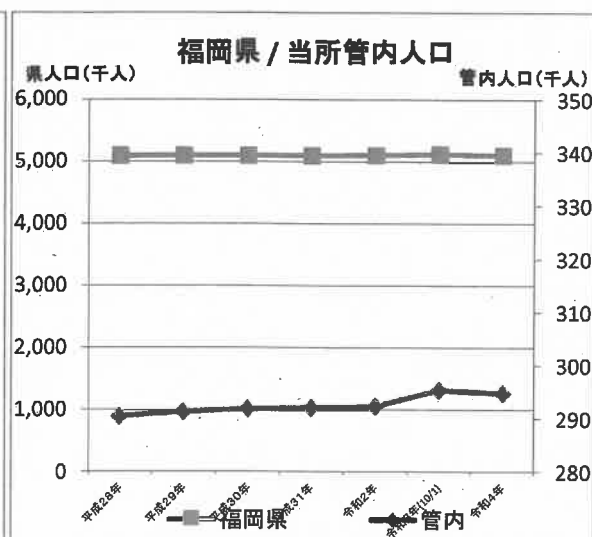
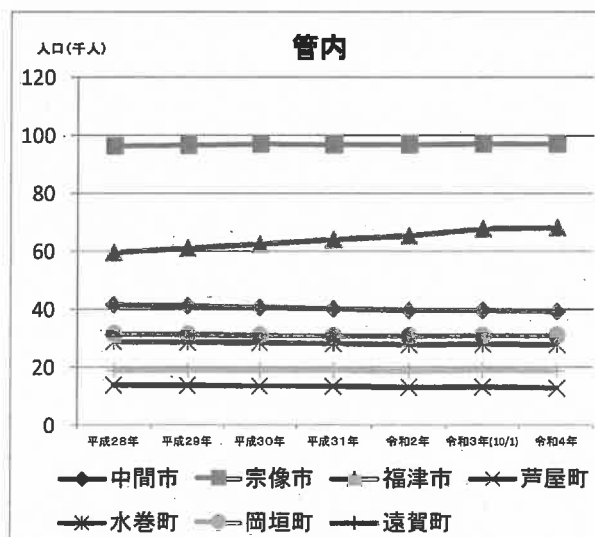
※面積は国土交通省国土地理院「令和4年
全国都道府県市区町村別面積調」による

2 人口の推移

管内の人口は平成9年に29万を超え、以降は下表のとおり推移している。

(毎年4月1日現在)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年(10/1)	令和4年
中間市	41,568	41,198	40,635	40,214	39,716	39,679	39,346
宗像市	96,342	96,550	96,921	96,709	96,793	97,029	96,907
福津市	59,531	60,996	62,392	63,949	65,299	67,689	68,050
芦屋町	13,963	13,835	13,599	13,480	13,224	13,293	12,976
水巻町	28,851	28,700	28,583	28,178	27,850	27,977	27,908
岡垣町	31,505	31,359	31,067	30,856	30,900	30,961	30,986
遠賀町	18,827	18,767	18,753	18,768	18,637	18,785	18,662
管内	290,587	291,405	291,950	292,154	292,419	295,413	294,835
福岡県	5,094,186	5,098,153	5,099,604	5,099,225	5,101,947	5,123,371	5,105,639



資料：国勢調査、「福岡県人口移動調査」

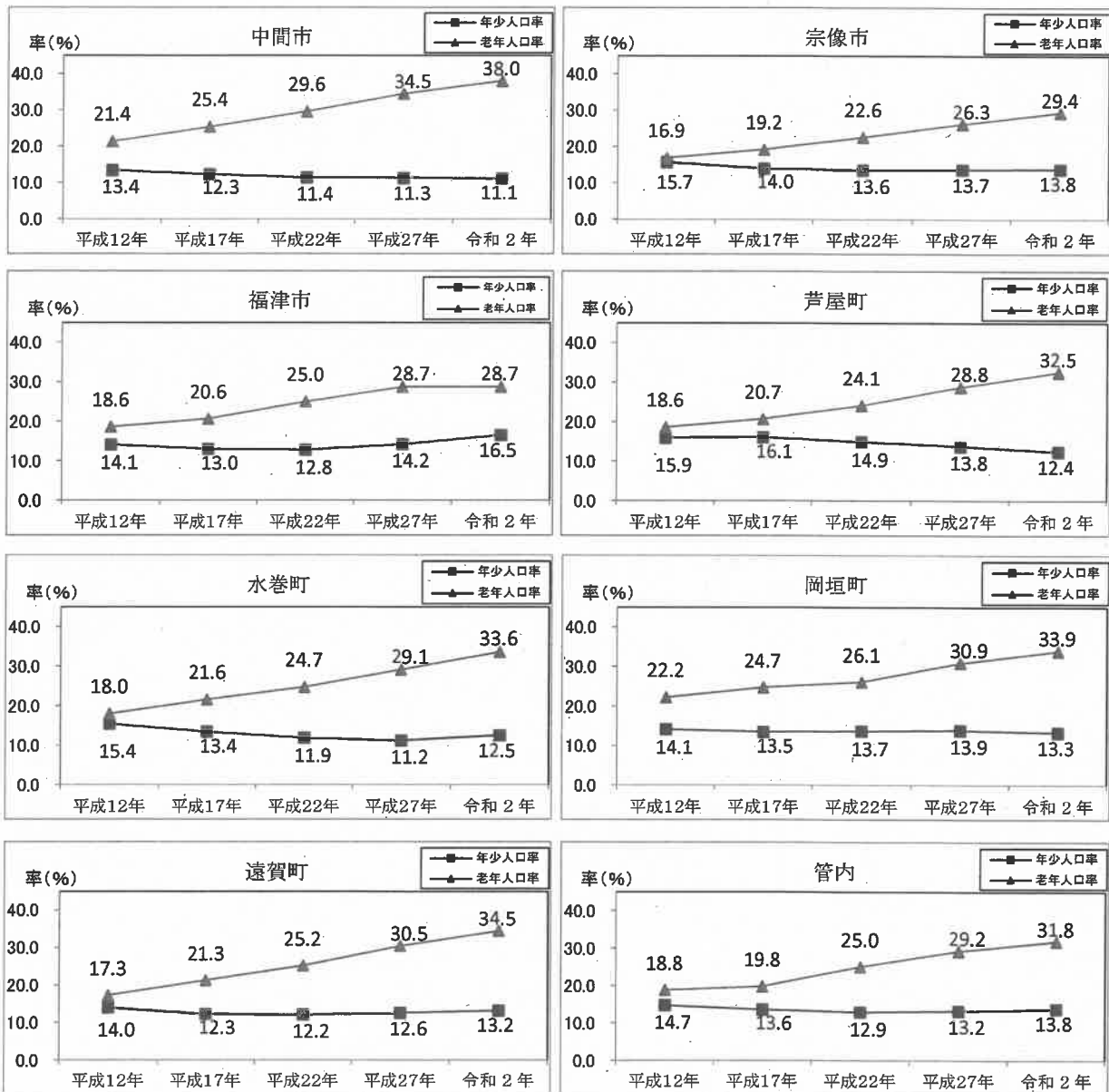
3 高齢化

令和2年4月1日現在、管内の年少人口は3万9千954人、老年人口は9万2千174人となり、福岡県全体と比較すると年少人口率は0.7ポイント、老年人口率は4.1ポイント上回っている。

(平成12年の宗像市は旧大島村・旧玄海町を含み、福津市は旧福岡町・旧津屋崎町を含む)

	中間市		宗像市		福津市		芦屋町		水巻町		岡垣町		遠賀町		管内		福岡県	
	年少人口率	老年人口率	年少人口率	老年人口率	年少人口率	老年人口率	年少人口率	老年人口率	年少人口率	老年人口率	年少人口率	老年人口率	年少人口率	老年人口率	年少人口率	老年人口率	年少人口率	老年人口率
平成12年	13.4	21.4	15.7	16.9	14.1	18.6	15.9	18.6	15.4	18.0	14.1	22.2	14.0	17.3	14.7	18.8	14.8	17.4
平成17年	12.3	25.4	14.0	19.2	13.0	20.6	16.1	20.7	13.4	21.6	13.5	24.7	12.3	21.3	13.6	19.8	14.1	19.4
平成22年	11.4	29.6	13.6	22.6	12.8	25.0	14.9	24.1	11.9	24.7	13.7	26.1	12.2	25.2	12.9	25.0	13.8	21.4
平成27年	11.3	34.5	13.7	26.3	14.2	28.7	13.8	28.8	11.2	29.1	13.9	30.9	12.6	30.5	13.2	29.2	13.5	25.4
令和2年	11.1	38.0	13.8	29.4	16.5	28.7	12.4	32.5	12.5	33.6	13.3	33.9	13.2	34.5	13.8	31.8	13.1	27.7

年少人口：0～14歳人口 老年人口：65歳以上人口
資料：「福岡県 人口移動調査」



資料：国勢調査、「福岡県人口移動調査」

4 人口動態総覧(平成27年~令和元年)

	宗像・遠賀保健所管内										福岡県				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
出生数	2,434	2,434	2,514	2,307	2,280	45,235	44,033	43,438	42,008	39,754					
出生率(人口千対)	8.4	8.4	8.7	7.9	7.8	9.1	8.7	8.6	8.3	7.9					
死亡数	3,092	3,177	3,230	3,393	3,327	50,259	51,006	52,530	53,309	54,099					
死亡率(人口千対)	10.72	10.96	11.11	11.67	11.44	10.06	10.09	10.40	10.56	10.7					
自然増減数	-658	-743	-716	-1,086	-1,047	-5,024	-6,973	-9,092	-11,301	-14,345					
自然増減率(人口千対)	-2.28	-2.56	-2.46	-3.74	-3.60	-1.01	-1.38	-1.80	-2.24	-2.8					
低体重児数 (250g未満)(再掲)	256	250	235	212	177	4,484	4,247	4,236	4,086	3,762					
出生数に対する 低体重児の割合(%)	10.5	10.3	9.3	9.2	7.8	9.9	9.6	9.8	9.7	9.5					
乳児死亡数 (生後1年未満の死亡数)(再掲)	6	6	5	6	6	99	89	78	89	90					
乳児死亡率(出生千対)	2.47	2.47	1.99	2.60	2.63	2.19	2.02	1.80	2.12	2.3					
新生児死亡数 (生後28日未満の死亡)(再掲)	5	3	1	4	1	45	30	39	49	35					
新生児死亡率(出生千対)	2.05	1.23	0.40	1.73	0.44	0.99	0.68	0.90	1.17	0.9					
周産期死亡数	10	10	6	9	7	177	149	163	148	123					
周産期死亡率(出生千対)	4.10	4.10	2.38	3.89	3.07	3.90	3.37	3.74	3.51	3.1					
死産数	53	56	59	62	46	1,164	1,018	1,073	955	911					
死産率(出生千対)	21.3	22.5	22.9	26.2	19.8	25.1	22.6	24.1	22.2	22.4					
婚姻件数	1,434	1,348	1,262	1,173	1,263	27,566	26,567	25,887	25,265	25,777					
婚姻率(人口千対)	4.97	4.65	4.34	4.04	4.34	5.52	5.26	5.12	5.00	5.1					
離婚件数	539	520	523	507	551	10,063	9,772	9,606	9,624	9,777					
離婚率(人口千対)	1.87	1.79	1.80	1.74	1.89	2.01	1.93	1.90	1.91	1.94					

資料:厚生労働省「人口動態統計」

5 出生

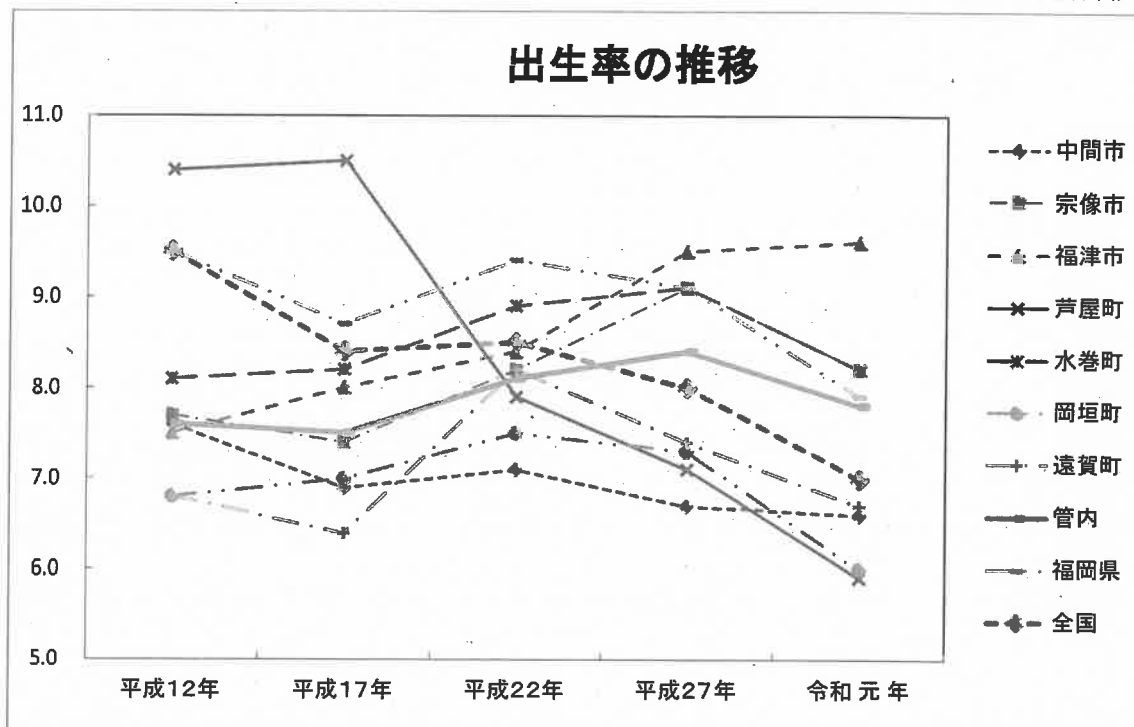
令和元年の管内の出生率は7.8、福岡県は7.9、全国は7.0であった。

(平成12年の宗像市は旧大島村・旧玄海町を含み、福津市は旧福岡町・旧津屋崎町を含む)

(1) 出生率 (人口千対)

	中間市	宗像市	福津市	芦屋町	水巻町	岡垣町	遠賀町	管内	福岡県	全国
平成12年	7.6	7.7	7.5	10.4	8.1	6.8	6.8	7.6	9.5	9.5
平成17年	6.9	7.4	8.0	10.5	8.2	7.0	6.4	7.5	8.7	8.4
平成22年	7.1	8.2	8.4	7.9	8.9	7.5	8.2	8.1	9.4	8.5
平成27年	6.7	9.1	9.5	7.1	9.1	7.3	7.4	8.4	9.1	8.0
令和元年	6.6	8.2	9.6	5.9	8.2	6.0	6.7	7.8	7.9	7.0

資料：保健統計年報



(2) 出生数 (人)

	中間市	宗像市	福津市	芦屋町	水巻町	岡垣町	遠賀町	管内	福岡県	全国
平成12年	362	712	417	164	251	205	130	2,241	47,290	1,190,547
平成17年	320	690	442	170	248	217	122	2,209	43,421	1,062,604
平成22年	314	774	462	120	262	240	156	2,328	46,818	1,071,304
平成27年	280	872	555	101	260	228	138	2,434	45,235	1,005,677
令和元年	263	786	617	79	226	185	124	2,280	39,754	865,239

資料：保健統計年報

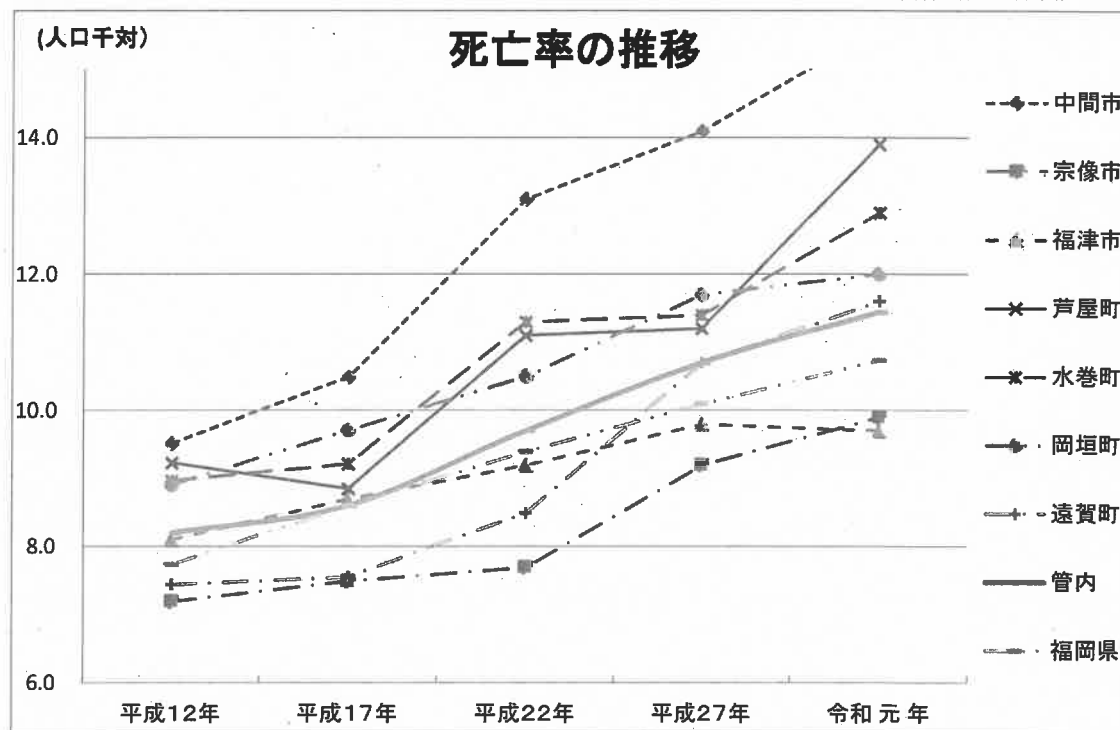
6 死亡

令和元年の管内の死亡率は11.4、福岡県は10.7、全国は11.2であった。
 (平成12年の宗像市は旧大島村・旧玄海町を含み、福津市は福間町・津屋崎町を含む)

(1) 死亡率 (人口千対)

	中間市	宗像市	福津市	芦屋町	水巻町	岡垣町	遠賀町	管内	福岡県	全国
平成12年	9.5	7.2	8.1	9.2	9.0	8.9	7.5	8.2	7.7	7.7
平成17年	10.5	7.5	8.7	8.9	9.2	9.7	7.6	8.6	8.6	8.6
平成22年	13.1	7.7	9.2	11.1	11.3	10.5	8.5	9.7	9.4	9.5
平成27年	14.1	9.2	9.8	11.2	11.4	11.7	10.7	10.7	10.1	10.3
令和元年	15.6	9.9	9.7	13.9	12.9	12.0	11.6	11.4	10.7	11.2

資料：保健統計年報



(2) 死亡数 (人)

	中間市	宗像市	福津市	芦屋町	水巻町	岡垣町	遠賀町	管内	福岡県	全国
平成12年	455	664	454	145	279	270	143	2,410	38,505	961,653
平成17年	486	703	482	143	279	303	145	2,541	42,675	1,084,012
平成22年	574	729	508	170	332	336	161	2,810	46,996	1,197,012
平成27年	583	878	575	159	328	368	201	3,092	50,259	1,290,444
令和元年	619	956	623	188	357	369	215	3,327	54,099	1,381,093

資料：保健統計年報

7 婚姻と離婚

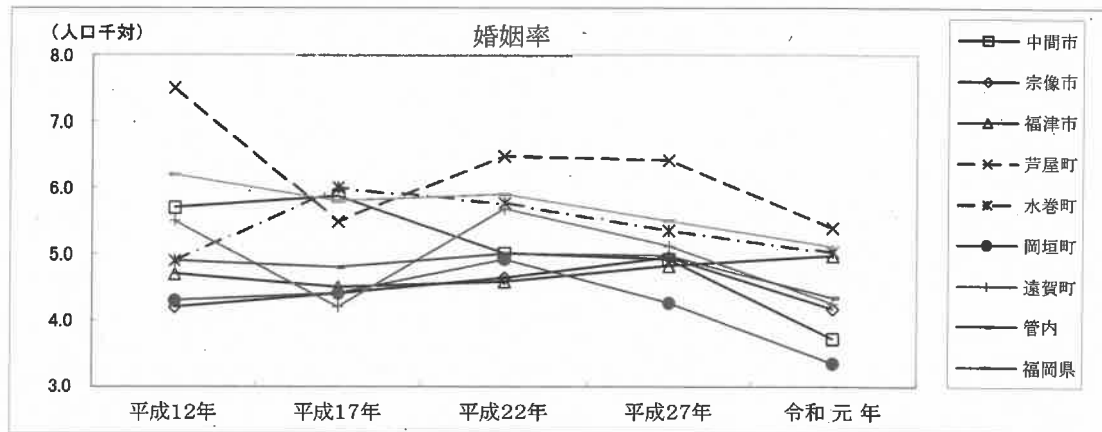
(1) 婚姻率 (人口千対)

令和元年の管内婚姻件数は1,263件であった。また、管内の婚姻率(人口千対)は4.3、福岡県は5.1、全国は4.8であった。

(平成12年の宗像市は旧大島村・旧玄海町を含み、福津市は旧福岡町・旧津屋崎町を含む)

	中間市	宗像市	福津市	芦屋町	水巻町	岡垣町	遠賀町	管内	福岡県	全国
平成12年	5.7	4.2	4.7	7.5	4.9	4.3	5.5	4.9	6.2	6.4
平成17年	5.9	4.4	4.5	5.5	6.0	4.4	4.2	4.8	5.8	5.7
平成22年	5.0	4.6	4.6	6.5	5.8	4.9	5.7	5.0	5.9	5.5
平成27年	4.9	5.0	4.8	6.4	5.4	4.3	5.1	5.0	5.5	5.1
令和元年	3.7	4.2	5.0	5.4	5.0	3.4	4.3	4.3	5.1	4.8

資料：保健統計年報



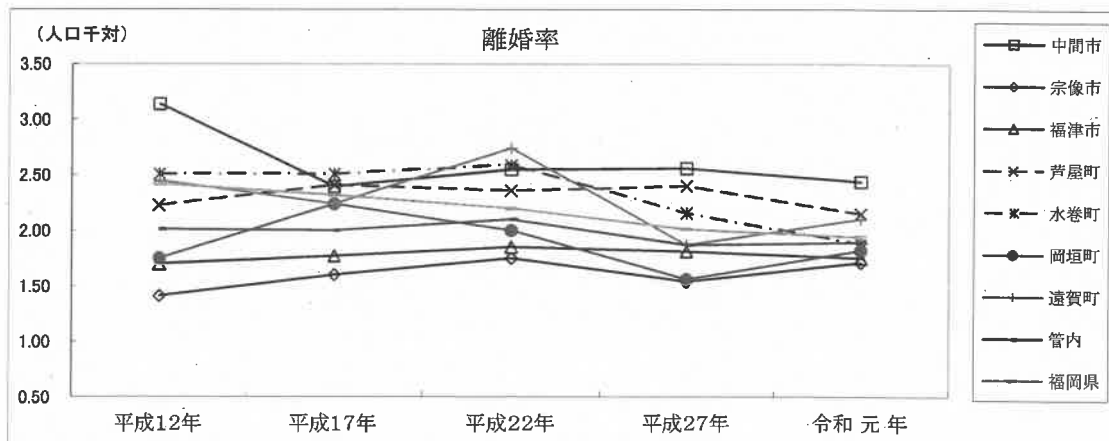
(2) 離婚率 (人口千対)

令和元年の管内離婚件数は551件であった。また、管内の離婚率(人口千対)は1.89、福岡県は1.94、全国は1.69であった。

(平成12年の宗像市は旧大島村・旧玄海町を含み、福津市は旧福岡町・旧津屋崎町を含む)

	中間市	宗像市	福津市	芦屋町	水巻町	岡垣町	遠賀町	管内	福岡県	全国
平成12年	3.14	1.41	1.70	2.23	2.51	1.75	2.45	2.01	2.42	2.10
平成17年	2.39	1.60	1.77	2.41	2.51	2.24	2.24	2.00	2.32	2.08
平成22年	2.55	1.75	1.85	2.36	2.59	2.00	2.74	2.10	2.20	1.99
平成27年	2.56	1.54	1.81	2.40	2.16	1.56	1.87	1.87	2.01	1.81
令和元年	2.44	1.71	1.75	2.15	1.88	1.82	2.10	1.89	1.94	1.69

資料：保健統計年報

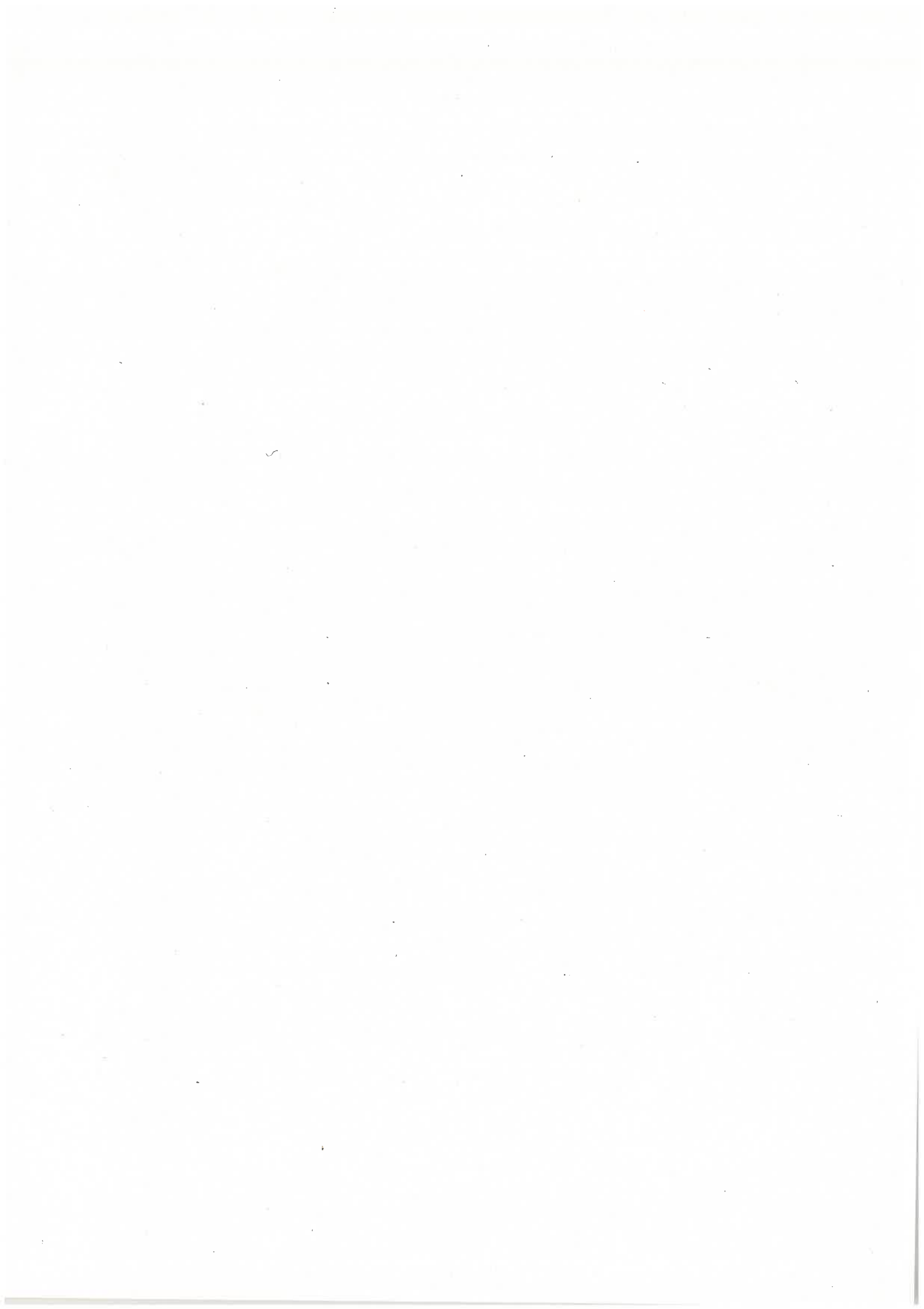


8 主要死因

福岡県の死亡別順位は、1位悪性新生物、2位心疾患、3位肺炎、4位脳血管疾患、5位老衰である。また管内も同様の傾向である。

年	管内市町及び県	中間市	宗像市	福津市	芦屋町	水巻町	岡垣町	遠賀町	福岡県
平成29年	死亡総数(人)	578	911	639	170	323	378	231	52,530
	1位	悪性新生物(腫瘍) 175	悪性新生物(腫瘍) 272	悪性新生物(腫瘍) 208	悪性新生物(腫瘍) 60	悪性新生物(腫瘍) 107	悪性新生物(腫瘍) 101	悪性新生物(腫瘍) 62	悪性新生物(腫瘍) 15,740
	2位	肺炎 53	心疾患*1 98	心疾患*1 83	心疾患*1 20	心疾患*1 35	心疾患*1 44	心疾患*1 肺炎 ともに 29	心疾患*1 5,864
	3位	心疾患*1 49	肺炎 69	肺炎 48	肺炎 12	肺炎 33	肺炎 32		肺炎 4,075
	4位	脳血管疾患 42	脳血管疾患 59	脳血管疾患 43	大動脈瘤及び 解離、 老衰、 不慮の事故、 肝疾患 ともに 5	脳血管疾患 老衰 ともに 18	脳血管疾患 29	脳血管疾患 12	脳血管疾患 3,855
	5位	老衰 27	老衰 58	老衰 38			老衰 23	慢性閉塞性 肺疾患 7	老衰 2,700
平成30年	死亡総数(人)	594	975	654	173	374	403	220	53,309
	1位	悪性新生物(腫瘍) 168	悪性新生物(腫瘍) 283	悪性新生物(腫瘍) 201	悪性新生物(腫瘍) 50	悪性新生物(腫瘍) 106	悪性新生物(腫瘍) 103	悪性新生物(腫瘍) 50	悪性新生物(腫瘍) 15,474
	2位	心疾患*1 81	心疾患*1 146	心疾患*1 79	心疾患*1 19	心疾患*1 41	心疾患*1 65	心疾患*1 43	心疾患*1 6,414
	3位	肺炎 56	脳血管疾患 80	肺炎 57	肺炎 18	肺炎 34	肺炎 32	肺炎 27	肺炎 3,987
	4位	脳血管疾患 42	肺炎 67	脳血管疾患 42	脳血管疾患 10	脳血管疾患 19	老衰 30	脳血管疾患 11	脳血管疾患 3,930
	5位	老衰 23	老衰 58	老衰 33	老衰 8	老衰 16	脳血管疾患 22	不慮の事故 8	老衰 2,921
令和元年	死亡総数(人)	594	975	654	173	374	403	220	53,309
	1位	悪性新生物(腫瘍) 178	悪性新生物(腫瘍) 286	悪性新生物(腫瘍) 179	悪性新生物(腫瘍) 43	悪性新生物(腫瘍) 107	悪性新生物(腫瘍) 101	悪性新生物(腫瘍) 62	悪性新生物(腫瘍) 15,474
	2位	心疾患*1 59	心疾患*1 107	心疾患*1 66	心疾患*1 21	心疾患*1 40	肺炎 46	心疾患*1 28	心疾患*1 6,414
	3位	肺炎 50	肺炎 71	肺炎 46	肺炎 19	脳血管疾患 27	心疾患*1 44	肺炎 18	肺炎 3,987
	4位	脳血管疾患 45	脳血管疾患 61	老衰 44	脳血管疾患 17	肺炎 26	老衰 28	脳血管疾患 16	脳血管疾患 3,930
	5位	老衰 31	老衰 59	脳血管疾患 42	不慮の事故 9	老衰 20	脳血管疾患 26	老衰 10	老衰 2,921

* 1 ; 高血圧性を除く
資料 : 保健統計年報



.....
令和4年度業務概要
福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所
発行:令和4年6月
.....

福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所

ホームページ

[<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/soshiki/4403305/>]

本庁舎 〒811-3436 宗像市東郷 1-2-1
TEL 0940-36-2045 (編集・発行 総務企画課)
FAX 0940-36-2592

分庁舎 〒807-0046 遠賀郡水巻町吉田西 2-17-7
TEL 093-201-4162 (代表)
FAX 093-201-7417

福岡県行政資料

分類番号	所属コード
GA	4403135
登録年度	登録番号
4	0001